

カンボジア王国憲法の人権規定

——起草過程に影響を与えた諸要因と規定の特徴——

木 村 光 豪

目 次

はじめに
第1章 国内的影響の要因
第2章 国際社会の影響
第3章 人権規定の特徴
おわりに

はじめに

目まぐるしく変化してきたカンボジアの現代史は、憲法改正の歴史といっても過言ではない。第二次世界大戦後、カンボジアはこれまで6つの憲法を起草してきた。新しい政権が発足するたびに、それ以前の政権を否定した政治的指導者が諸外国の影響を受けて、憲法を作成してきた¹⁾。

1993年9月に公布された現在のカンボジア王国憲法（以下、1993年憲法と略）は、冷戦崩壊後に国際社会で正統性を持つようになった人権や自由民主主義の世界的な普及という時代環境の中で制定された。また、20年以上に及ぶ内戦に終止符が打たれたパリ和平協定に「新たな憲法の諸原則」が規定され、パリ和平協定に基づき組織された国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の統治下で1993年憲法が起草された。これは、戦争から平和への移行期において何よりも国民和解が希求されるという国内的環境の下で、国際社会の関与を受けながら憲法が起草されたことを意味する。

1) 卷末の資料を参照。カンボジアの6つの憲法については、[四本 1999] にすべて日本語訳が掲載されている。本論文でも、条文の引用はこれに依った。なお、1993年憲法については、[萩野他編 2007] に所収の四本訳も参照。

1993年憲法の制定過程については、これまでの研究で、大要次のようなことが分かっている。1993年5月23日から28日の期間に UNTAC の統治下で実施された選挙によって成立した制憲議会は、6月14日に召集された。6月30日には憲法起草委員会の委員が選出された（委員長1人、副委員長1人、書記1人、委員11人、委員代理7人、専門家5人、計26人）。憲法起草委員会により提出された憲法草案は、5日間にわたる制憲議会で条文ごとに審議をした結果、9月21日に必要条件の3分の2の賛成をはるかに超えて採択され（賛成113、反対5、欠席2）、9月24日に公布された²⁾。

UNTAC は、選挙部長により準備された憲法の基本的な内容の提示、人権部による憲法セミナーの開催と憲法に含まれるべき「権利章典」の作成などに関わったが、基本的に憲法制定過程には「ハンドオフ」の姿勢を取った。憲法起草委員会の審議では、当初、2人のアメリカ人専門家が起草委員会の議長と親密な関係を築いて情報提供をしていた。しかし、憲法起草過程に外国人を関与させたくないというシハヌークの命令により、2人のアドバイザーは解雇された。市民社会はほとんど関与できず、UNTAC の後押しで誕生し始めた人権 NGO の連合体が、かろうじてアドボカシーやロビー活動をするのみにとどまった。1993年憲法は、カンボジア人の手により驚くほど秘密裡に起草された³⁾。

総選挙で第2党となったカンボジア人民党（以下、人民党と略）が、憲法起草過程を事実上統制し、カンボジア国憲法（以下、1989年憲法と略）に着想を得た草案（共和制）を作成した。第1党のフンシンベック党は、君主制を採用したカンボジア王国憲法（以下、1947年憲法と略）を好み、フランス人の法学教授が手掛けた草案を下敷きにフンシンベック党草案（君主制）が起草された。最終的には、シハヌークの判断でフンシンベック党草案が選択され、シハヌークの見解を取り入れて微調整された最終草案が制憲議会で採択された⁴⁾。

このように、1993年憲法は、紛争の移行期にパリ和平協定に基づき、国連統

2) [四本 1999] 74-82頁。

3) [Brown and Zasloff 1998] 193-197.

4) [Marks 2010] 214-215, 226-229.

治下で、一部の市民社会の関与と憲法起草委員会を含む制憲議会により作成された⁵⁾。とりわけ、パリ和平協定という紛争解決の国際的合意文書に盛り込まれた憲法の基本原則を基礎として起草された点が、1993年憲法の大きな特徴である。憲法の基本原則が憲法の起草に先立つ紛争解決の国際文書によって規定され、その諸原則に沿って新憲法が作成される最も初期の事例のひとつが、1993年憲法である⁶⁾。

その意味から、1993年憲法に規定された人権条項の内容と特徴、人権に関連する条文に影響を与えた要因を、当時のカンボジアが置かれた国内外の文脈を踏まえて浮き彫りにすることが、本稿の目的である⁷⁾。その際、憲法の人権条項を解釈学的に分析するのではなく、その起草過程と内容を社会的に観察する方法を重視する。それらに対して社会的にアプローチするうえで参考にしたいのが、憲法現象を他の社会現象との関連において実証的に考察する憲法社会学の分析枠組みである。憲法社会学が重視する諸点には、憲法の起草過程における競合する利害関係者の政治的駆け引きが憲法の内容に与えた影響、憲法の規定に見られる価値観の探究がある⁸⁾。本稿では、この点を1993年憲法の人

5) 19カ国の憲法制定過程を分析したミラーは、「憲法制定の文脈カテゴリー」として、① 紛争あるいは紛争からの移行期間、または独立時、② 非民主的体制からの移行、③ 制度的危機または主要な改革などの期間という3点を抽出し、カンボジアは①に分類している。また、「憲法制定過程の主要な構造的要素」として、① 議会の手続、制憲議会、協議会、② 指名された委員会、③ ラウンドテーブル、④ 大衆参加過程、⑤ 国民投票、⑥ 暫定協定、⑦ 司法審査の7点を取り出し、カンボジアは①（制憲議会、憲法採択後に国民議会への改編）と⑥（パリ和平協定における移行条項）に相当すると指摘している [Miller 2010] 605-607.

6) 紛争解決の合意文書に新憲法の基本原則を規定した先例としてナミビア憲法がある。パリ和平協定に盛り込まれた「新たな憲法の諸原則」は、ナミビアの事例を参考にしたオーストラリアの提案による [四本 1999] 52-53頁, 67頁。

7) アジア・太平洋地域における憲法研究では、文脈的アプローチが適切かつ重要である点について、[ソンダース 2003] 第2章, [Hassel and Saunders 2006] Introduction を参照。

8) 憲法社会学については、[上野 1981] 序章を参照。憲法の人権規定を含む人権の実態を、社会の歴史的条件との関連で客観的に考察する視点の必要性と重要性を提唱するものとして、[小林 2002] 第5章を参照。

権規定を素材にして検討する。利害関係者として取り上げるのは、二大政党（フンシンベック党と人民党）、市民社会、国際社会（国連）である。

その目的のために、第1章では、人権条項に与えた国内的要因について、過去の憲法、二大政党、市民社会の影響を取り上げる。第2章では、国際社会の影響について、パリ和平協定と国際人権基準の影響を分析する。第3章では、これら利害関係者の意図が反映された人権規定の特徴について考察する。最後に、1993年憲法の人権規定に浮かび上がる価値観の背後に横たわる歴史的・文化的・社会的要因を指摘することで、今後の課題とする。

第1章 国内的影響の要因

1. 過去の憲法の影響

1993年憲法は、その起草過程で二大政党により草案が出されたこともあり、1947年憲法と1989年憲法の影響を色濃く体现しているといわれる⁹⁾。1993年憲法の人権規定については、1989年憲法の人権規定に大きく影響を受けているとされる¹⁰⁾。これを実際に確かめるために作成したのが表1である。この表から分かることは、第1に、1993年憲法の人権規定は1989年憲法の人権規定をほとんど継承していることである。第2に、1989年憲法には存在しないが1993年憲法には挿入されている人権条項がいくつか含まれていることである。それらの条項は、他の要因による影響であると考えられ、この点については後にのべる。第3は、1989年憲法よりも1993年憲法の方が充実した人権規定を持つことである。第1の点に関して、もう少し詳しく見ると、1993年憲法に対する1989年憲法の影響は、人権規定について、① 引き写し、② 付加、③ 削除、④ 一部訂正という形で見られる。以下、具体的に両方の憲法の権利章典を取り上げて説

9) [Jennar 1995b] 2, [Marks 2010] 211-212. なお、憲法起草委員会専門家であったサイ・ボリーによると、1993年憲法は、パリ和平協定附属書5に規定された憲法の基本原則に抵触しない範囲で1947年憲法を下敷きにしたという [四本 1999] 84頁, 186頁。

10) 1993年憲法の君主制の条文と議会制度の記述は、1947年憲法から引用されているという [Brown and Zasloff 1998] 200。

明する。

権利章典の章建てとタイトルについて、1989年憲法が第3章「市民の権利及び義務」に対して、1993年憲法は第3章「クメール市民の権利及び義務」となっており、その継承振りが如実に示されている。1993年憲法第3章の最初の規定である第31条について見ると、第1項は、1989年憲法第30条の第1節に、「国際連合憲章、世界人権宣言並びに人権、女性の権利及び子どもの権利に関する国際条約及び協定が定める」という文章を付け加えたものである。第2項は、第2節に「皮膚の色」、「政治的傾向」、「門地」、「財産その他の地位」を加えて、「法の下での平等」という言葉の位置を変えただけ。第3項は、第3節と全く同じ表現である。

1989年憲法では第31条だけに「性別を問わず」という文言があるが、1993年憲法第34条第1項から第3項、第36条第1項・第2項、第43条第1項は、それに対応する1989年憲法の条文に「性別を問わず」が付加されただけといっても過言ではない¹¹⁾。1993年憲法第35条は、1989年憲法第32条から、第2節の文章「市民は、国家機関及び大衆組織に国家政策及び人民の生活に関する提案を行うことができる」と第3節の「大衆組織」という言葉を削除し、「性別を問わず」という言葉を加えただけである。

表1 1989年憲法と1993年憲法の人権規定の比較

権 利 の 内 容	1993年憲法	1989年憲法
①国際人権、②法の下での平等（非差別）、③人権制限事由	第31条	第30条②・③
①生命に対する権利、②死刑の廃止	第32条	第35条①・②
①国籍権、②国外追放されない権利、③在外市民の保護	第33条	第42条
選挙権・被選挙権	第34条	第31条

11) 1993年憲法第34条第3項に被選挙権の年齢が「25歳以上」となっているが、1989年憲法第31条では「21歳以上」。1989年憲法第37条の2にある「信教の自由を尊重する」は、1993年憲法第43条第1項では、「クメール市民は、性別を問わず、信仰の自由の権利を有する」となっている。1993年憲法第34条第4項、第36条第5項、第50条にも「性別を問わず」という文言があるが、これらに対応する規定は1989年憲法にはない。

関法 第63巻 第6号

政治・経済・社会・文化的活動に参加する権利	第35条	第32条
①職業選択の自由, ②同一労働・同一賃金, ③家事労働の権利 ④社会保障の権利, ⑤労働組合の結成と組合員になる権利	第36条	第33条 ①・②・④
罷業及び平和的示威行為の権利	第37条	なし
①虐待の禁止, ②生命・名誉・尊厳の保護, ③不法な起訴・ 逮捕・拘禁の禁止, ④加重処罰の禁止, ⑤強制的自白の無効 ⑥無罪推定, ⑦裁判を受ける権利	第38条	第35条 ①・②・③・④ ・⑤・⑥・⑦
不服申立, 告訴及び損害賠償請求の権利	第39条	第39条
①移動及び合法的居住の自由, ②出国及び帰国の権利 ③プライバシーの権利, 通信の秘密	第40条	第36条
①表現・報道及び出版の自由, ②集会の自由	第41条	第37条
①団体及び政党結成の権利, ②大衆組織への参加	第42条	第38条
①信仰の自由, ②仏教の国教化	第43条	第37条第2項① 第6条①・②
①所有権, ②私有財産権の保障	第44条	第15条①, 第17 条・第18条②
①女性差別の禁止, ②女性の労働搾取の禁止 ③男女の同権, ④婚姻の自由	第45条	第7条 ③・④
①売買春の禁止, ②妊娠を理由とする解雇の禁止, ③有給の 出産休をとる権利, ④適切な生活水準を維持するための保護	第46条	第27条 ②・③・④
①子どもの扶養と就学の義務, ②父母を養育する義務	第47条	第8条
①子どもの権利条約が規定する権利の保障 ②国家による子どもの教育と福祉の保護	第48条	なし
①法及び法律の尊重 ②国家の再建と祖国防衛の義務	第49条	第40条① 第41条②
①自由民主主義と複数政党制の尊重 ②公共の財産・合法的な私有財産の尊重	第50条	なし
環境の保護	第59条	なし
生産物を自由に売買する権利	第60条	第19条
①教育を受ける権利, ②体育及びスポーツの尊重	第65条	第25条②
①教育の自由及び機会の均等 ②包括的且つ一定の基準に合致する教育制度の確立	第66条	第22条②

カンボジア王国憲法の人権規定

①近代的教育学の原則に基づく教育計画の採用 ②学校及び教育施設の管理	第67条	第22条 ①・②
①無償の初等・中等教育の提供, ②9年間の教育 ③パーリ語学校及び仏教研究所の普及と発展	第68条	第22条 ①・②
①民族文化の保存と発展, ②クメール語の保護と発展 ③近代の建造物・遺物の保存と歴史的遺跡の修復	第69条	第24条③
文化的・芸術的遺産を侵す犯罪に対する厳罰	第70条	なし
民族的遺跡と世界文化遺産の中立地帯化	第71条	なし
①国民の健康の保護, ②疾病予防及び医療対策, ③貧困な市民に対する無償の診療, ④農村地帯に診療所と産院の設置	第72条	第26条 ①・②・③・④
①子どもと母親に対する最大限の配慮 ②保育施設の設置	第73条	第27条 ①・②
傷痍軍人及び命を犠牲にした軍人遺族の援助	第74条	第28条
労働者のために社会保障制度の確立	第75条	第29条

注：「権利の内容」は1993年憲法に規定されている人権条項の内容。1989年憲法の条文にある○数字は、対応する「権利の内容」の○数字を表わす。

出典：筆者作成

1989年憲法を一部訂正した1993年憲法の人権条項としては、次のような例がある。1993年憲法第38条第1項「法律は、あらゆる個人が身体的虐待を受けないことを保障する」と、1989年憲法第35条第1節「国家は、個人の身体の不可侵を保障する」という条文。1993年憲法第38条8項「市民は、裁判において自己を防禦する権利を有する」と、1989年憲法第35条第9節「国家は、市民が裁判において自己を防禦する権利を保障する」という条文。1993年憲法第40条第3項「住居のプライバシー並びに信書、電報、ファックス、メール、テレックス及び電話による通信の秘密は、侵してはならない」と、1989年憲法第36条第3節「国家は、住居、信書、電報及び電話による通信の秘密を保障する」という条文。この3つの例は、1989年憲法にある「国家は……保障する」という文言が、1993年憲法では変更されていることが共通点である。

1993年憲法第41条第1項・第2項「クメール市民は、表現、報道及び出版の自由並びに集会の自由を有する。何人も、他人の権利、社会の秩序、法律、公

共の秩序及び国家の安全を侵害する目的でこれらの権利を濫用してはならない」と、1989年憲法第37条第1節・第2節「市民は、言論の自由及び出版の自由並びに集会の自由を有する。何人も、他人の名誉、社会の公序良俗、公共の秩序及び国家の安全を侵害する目的でこれらの権利を濫用してはならない」という条文。1993年憲法第42条第1項「クメール市民は、団体及び政党を結成する権利を有する」と、1989年憲法第38条第1節「市民は、結社の権利を有する」という条文。この2つの例は、言葉の表現が一部置き換えられている点の特徴である。前者の例では、「言論の自由」が「表現、報道の自由」に、後者の例では、「結社の権利」が「団体及び政党を結成する権利」に変更されている。このように、1993年憲法の人権規定は、1989年憲法を下敷きにして起草されたことは明白である。

2. 二大政党の影響

1993年5月に実施された制憲議会選挙の結果、全120議席を、フンシンベック党が58議席、人民党が51議席、仏教自由民主党が10議席、モリナカ党が1議席を獲得した¹²⁾。憲法起草委員会は、この選挙結果を反映して、モリナカ党を除く3つの政党から委員が構成された。憲法起草過程の当初、制憲議会の議長と憲法起草委員会の委員長を兼務した仏教自由民主党のソン・サンはサンクム体制、憲法起草委員会の副委員長で司法大臣のチェム・スグォンは人民党の考え、フンシンベック党のラナリットは父であるシハヌークの見解と同じであり、シハヌークはフランス第5共和政憲法の支持をそれぞれ表明していた。結果的には妥協が図られ、1947年憲法よりは国王の権力が弱体化された立憲君主制が、1993年憲法の政治体制として採用された¹³⁾。

主要政党の見解が1993年憲法の政治体制に反映したことと同様に、人権規定にも主要政党の価値観が影響を与えていると考えられる。それを調べるのが、ここでの目的である。そのため、「民主カンプチア連合政府憲法一般原則」(以

12) [山田 2008] 143頁の表2を参照。

13) [Jennar 2003] 25-26.

下、連合政府憲法原則と略)と「カンボジア人民党の政治綱領」(以下、人民党政治綱領と略)を素材とし、1993年憲法との比較を通じて、双方の影響についてのべる。

(1) 連合政府憲法原則の影響

1978年にベトナム軍がカンボジアへ侵攻し、民主カンプチア政権が崩壊する。その後、ベトナムの後押しを受けたヘン・サムリン政権が誕生する。このヘン・サムリン政権に対抗するため、フンシンベックがクメール人民民族解放戦線(ソン・サン派)と和解し、それに民主カンプチア(ポル・ポト政権)が合流して結成されたのが民主カンプチア連合政府である。連合政府憲法原則は、この3派の代表により、1989年7月18日にパリで調印された。1989年2月に紛争各派により開催された「ジャカルタ非公式会議」で、同年9月末までにベトナム軍のカンボジアからの完全撤退とその後の自由な選挙の実施について合意を得ていた。さらに、1989年4月には、ヘン・サムリン政権により1989年憲法が制定されていた。この点から、連合政府憲法原則は、民主カンプチア連合政府にとっての選挙公約、さらに和平達成後のカンボジアの国家像を示すと考えられる¹⁴⁾。

連合政府憲法原則の人権規定は、第2章「人民の権利及び義務」に3つの条文が記載されている。具体的には、選挙権・被選挙権と政党及び団体の結成の自由(第7条)、公共の自由(良心、信教、信条、移動、表現、報道、教育、集会、通商及び産業の自由)と国際人権規約の保障(第8条)、思想・良心及び信教の自由、仏教の国教、他の宗教的信条の公認と尊重、少数民族固有の信仰、習慣及び言語の公認と尊重(第9条)が規定されている。「一般原則」ということもあり、規定されている人権内容は自由権だけであり、その種類も1993年憲法に比べてかなり少ない。しかし、連合政府憲法原則にありながら、1989年憲法に見られず、1993年憲法にも挿入されなかった人権規定が2つある。「思想・良心の自由」と「カンプチア少数民族固有の信仰、習慣及び言語は、公的に認め、尊重する」がそれである。

注目したいのは、連合政府憲法原則にありながら、1989年憲法にはなく、

14) 連合政府憲法原則についての簡潔な説明は、[四本 1999] 34-37頁を参照。

1993年憲法に挿入されている2つの人権規定である。第7条第5項「政党及び団体は、法律の定めに基づき、自由に結成し、活動することができる」という文言は、1993年憲法第42条第1項「クメール市民は、団体及び政党を結成する権利を有する。これらの権利は、法律で定める」という表現と類似している。カンボジアの6つの憲法の中で「団体及び政党」という言葉が使われているのは、1993年憲法だけである。この点を考慮しても、「政党」と「団体」の順序が相違するものの、第7条第5項の「政党及び団体」という表現は、1993年憲法第42条1項に影響を与えていると考えられる¹⁵⁾。

もうひとつは、第8条にある「世界人権宣言及び経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約に定められたその他の人権の行使」という表現である¹⁶⁾。これは、1993年憲法第31条第1項の「国際連合憲章、世界人権宣言並びに人権、女性の権利及び子どもの権利に関する国際条約及び協定が定める」の中に、短縮した表現で見られる。

(2) 人民党政治綱領の影響

1989年4月、ヘン・サムリン政権は国会においてカンプチア人民共和国憲法(1981年)を改正し、1989年憲法を採択した。これは、その後に冷戦が崩壊するという時代の大きな転換点に当り、変化しつつある国内外の情勢に対応する必要に迫られたことが背景にある。憲法改正の主要点は、社会主義体制から経済の自由化へと路線変更したことである。こうした政策の転換は、支配政党であった「カンボジア人民革命党」の路線変更を必然的に促すことになった。パ

15) ドノヴァンは、連合政府憲法原則がフランスの1958年憲法をモデルとしていたと指摘する [Donovan 1993] 75。フランスの1958年憲法には、第4条「政党および政治団体」という条項がある。この条文が、連合政府憲法原則第7条第5項の「政党及び団体」という表現に影響したのかどうかは不明であるが、興味深い点である。なお、フランスの1958年憲法については、[初宿・辻村編 2006] を参照。

16) 創設者であるシハヌークが発表したプンシンベック党の政治綱領には、カンボジアが国連憲章とともに世界人権宣言を適用する努力が必要である点をのべていた [ノロドム 1980] 198頁。連合政府憲法原則第8条には、世界人権宣言だけでなく国際人権規約に言及している。この点から見て、連合政府憲法原則はプンシンベック党の政治綱領を下敷きにしている可能性が高い。プンシンベック党の政治綱領については、[ノロドム 1980] 第23章を参照。

り和平協定が調印される直前の1991年10月17日と18日、1985年以来開催されなかった党大会を「臨時党大会」として開催し、党名から「人民」を削除して、新しい政治綱領を採択した。それが、人民党政治綱領である¹⁷⁾。人民党政治綱領は、その末尾近くに「カンボジア人民党は、選挙後、すすんで他のすべての政治党派やあらゆる政治的傾向の愛国者と力を合わせて、国を管理することを誓約する」¹⁸⁾とあるように、来るべき選挙の公約という性格を持っている。

人民党政治綱領には、人権に関する項目が、「一般原則」に自由権、「経済的、社会的政策」に社会権が多数記載されている。これらの権利は、1993年憲法に規定されている多くの人権条項に見られる。これは、先に述べたように、1993年憲法の人権規定が1989年憲法を下敷きに行っていることを考えると、ある意味当然のことであろう。

人民党政治綱領の1993年憲法に対する影響という視点から重要なのは、次の2点である。第1は、1989年憲法にはなく、1993年憲法に挿入された人民党政治綱領の人権項目である。「国連の世界人権宣言にのべられている人民の権利と自由を尊重する」は、1993年憲法第31条第1項に組み込まれている。「労働組合結成の権利とこれらの組合……における活動の自由」は、1993年憲法第36条第5項「クメール市民は、性別を問わず、労働組合を結成し、その組合員となる権利を有する」に挿入されている。第2は、1989年憲法にはなく、1993年憲法に挿入されなかった人民党政治綱領の人権項目である。「生存し生計を立てる権利」、「カンボジアに住むすべての少数者〔民族〕の伝統は、保存され、発展させられなければならない」、「カンボジアに住むすべての少数民族は、(男女)同権が補償される」という3つの項目である。

連合政府憲法原則と人民党政治綱領に記載されている人権項目は、双方の人権項目の数に相違があるものの（人民党政治綱領の方が連合政府憲法原則よりも多い）、そのほとんどが1993年憲法に規定された。これは、双方が選挙公約

17) [四本 1999] 30-33頁。

18) 人民党政治綱領については、『世界政治——論評と資料』（1992年1月上旬号）44-47頁に、日本語訳が掲載されている。本稿でもこれを参考にした。

の意味合いを有していたことから理解できる。少数民族の権利については両方とも主張していたが、1993年憲法には規定されなかった。

連合政府憲法原則からは「政党及び団体」という用語法、人民党政治綱領からは「労働組合結成の権利」という労働権の規定が、1993年憲法に影響を与えた痕跡が窺われる。国際人権基準の尊重という項目は共通に見られ、1993年憲法にも規定された。これらの人権内容は、1989年憲法に規定されていないこともあり、双方の影響があったと考えられるが、国際社会（特にパリ和平協定）の影響を無視できない。この点は、第2章で触れる。

3. 市民社会の影響

1980年代以降の世界的な民主化の流れの中で登場してきた市民社会の概念には、① 市民団体を中核とした社会圏、② 「自立した個人」としての市民を基礎にした紐帯、③ 国家や企業とは区別される第三セクターとして非営利の事業を行なう領域という三層構造が存在するとされる¹⁹⁾。ここで取り上げるカンボジアの市民社会というのは、この三層構造の中の①に相当する市民団体のことであるが、主として誕生したばかりの人権 NGO を中心とする市民団体の連合体を指す。このカンボジアで最初に結成された市民団体の連合協議体が、1993年憲法の起草過程においてどのような活動を行い、起草された憲法に影響を与えたのかを検討するのか、ここでの目的である。

1993年憲法は、「驚くほど秘密」²⁰⁾の中で起草されたといわれる。しかし、新憲法に関する公的議論が、一定程度より民主的な方法で実施された²¹⁾。憲法起草に関する公的議論を主導したのが、“ポンルー・クメール”（「クメールの光」という意味）と呼ばれた市民団体の連合協議体である。UNTAC の主導で実施された総選挙の後、3つの立場のカンボジアの活動家（仏教僧、女性団

19) [寺島 2012] 18-20頁。

20) [Brown and Zasloff 1998] 193.

21) フランス人のジャーナリストであるジェンナーは、この点を強調する [Jennar 1995a] 491。

体の代表、地元の人権団体の責任者)によって“憲法フォーラム”が組織された。そこには、この地域における他の憲法の起草過程で著名な団体と共に活動してきた3人のアジア専門家がパネラー、100人を超す活動家が聴衆として参加し、憲法の強力な人権条項と政治参加に強い関心があることが示された。その翌日、カンボジア人のグループは国連の会議室で密室の会議を開いた結果、ポンルー・クメールという14の市民団体による連合組織を形成し、強力な人権条項、特に女性の権利の尊重を求めるために制憲議会にロビー活動する戦略を決定した²²⁾。

当初、ポンルー・クメールは、① 人権、② 教育、③ 女性と子どもの権利という3つの作業部会を組織し、各委員会がカンボジアの新憲法の準備に関して、独自の活動を展開した²³⁾。その活動のポイントは、次の2点である。第1は、憲法起草過程において、人びとのアイデアを収集し、それを制憲議会に伝えること。第2は、憲法起草案をチェックし、対案を制憲議会に示すことであった²⁴⁾。ポンルー・クメールの目標のひとつは、「制憲議会によって準備された国民憲法の草案を研究し、その内容を公表することである。彼らはカンボジアの人びとを教育することだけでなく、制憲議会に対する提案のために人びとの意見を引き出すことを望んでいる」²⁵⁾とブラウンは記している。その意味で、ポンルー・クメールは制憲議会と人びとの間のコミュニケーションをはか

22) [Marks 1994] 61. ポンルー・クメールが結成された背景には、1993年当時、ローカルの NGO を含むカンボジアの市民社会の力が弱く、その強化をはかることが意図されていた(筆者によるポンルー・クメールのアドバイザーのひとりであった仏教僧ニェム・キムテン師へのインタビュー、2012年8月24日、プノンペンのマハーニカイ寺院にて)。

23) ポンルー・クメールの事務局長であった Phoung Sit 氏による説明 [Ponleu Khmer (ed.) 1994] 5。憲法制定後、ポンルー・クメールはその活動領域を、① 環境、② 信用貸し、③ コミュニティ開発、④ 教育と文化、⑤ 人権、⑥ 社会問題へと拡大する [Ponleu Khmer (ed.) 1994] 2。

24) 筆者によるニェム・キムテン師へのインタビュー(2012年8月24日、プノンペンのマハーニカイ寺院にて)。

25) Brown, John C, “Khmer Democracy: Where’s the Participation?”, Phnom Penh Post, 27 August – 9 September, 1993.

る市民社会の結节点的なネットワークとして位置づけることができる。

ポンルー・クメールは、国民に開かれた憲法を作成するために結成されたこともあり、憲法起草過程の秘密性を一貫して批判した。例えば、ポンルー・クメールのスポークスパーソンであった仏教僧ヨ・ホット師は、「憲法の起草において、カンボジアの人びとの参加がなかった。これがどうして民主主義といえようか？」²⁶⁾と主張した。また、ポンルー・クメールは政府と UNTAC 特別代表に送った3ページの手紙で、「憲法の起草は秘密事項ではない。すべての市民は、憲法に何が書かれるのかについて知る権利を持つ。人びとは、彼ら(制憲議会議員)の考えていることは不适当である、または、憲法に含めるべきではない、と反対する権利を持つ」²⁷⁾と書いた。6月14日に開催された最初の制憲議会において、カンボジアの新憲法を準備する高貴な作業において制憲議会を勇気づけるために、議会の建物の前に集合した何千人もの仏教僧、女性出家者、人権および他の集団の代表は、新憲法の作成が真に民主的なものになるよう、自分たちの代表者が議会内に参加できる議席の確保を要求した。こうした活動が功を奏し、6月28日、ポンルー・クメールは制憲議会内に3席の傍聴席を獲得した²⁸⁾。これによって、制憲議会内における憲法起草に関する議論を監視することが可能となった。

ポンルー・クメールの重要な活動のひとつである、憲法に関する人びとの意見を聴衆するという点については、次の2つの公的議論が知られている。第1は、コンポン・チャム、プレイ・ヴェン、タケオ、スヴァイ・リエンの各州で企画された、3つの政党(フンシンベック党、人民党、仏教自由民主党)の議員と人びとの間の対話集会の成功。第2は、バタンバン、コンポン・スプー、プレイ・ヴェン、プルサット、ラタナキリ、スヴァイ・リエンの各州で、ポンルー・クメールの女性メンバーの団体(インドラ・デヴィ、ケマラ、非暴力と

26) “Charter: Out of Sights, Out of Mind”, Phnom Penh Post, 13-26 August, 1993.

27) Brown, John C, “Khmer Democracy: Where’s the Participation?”, Phnom Penh Post, 27 August – 9 September, 1993.

28) [Bernstein 1993] を参照。

選挙のための女性協会)を通じて組織された集会の成功である²⁹⁾。

前者の集会では、多様な人びとの声・意見が参加した制憲議会議員に届けられた。人権に関する内容を例示すると、2日間で800人の聴衆が参加したタケオ州では、「私たちは、私たちの州において多くの人権集団が立ち上げられるのを見てきた。彼らは私たちに権利について教えてきた。しかし、私たちはいまだに自分たちの権利が尊重されていない。憲法に人権の尊重を含むことを確保しよう」(近隣の寺院から在家信者)、「新憲法において、女性は男性と平等の権利を持つべきである」(生徒)、「新しい政府は貧困者に無料で医療ケアを提供すべきである。私たちが行くところはどこでも、彼らは多くのお金をとる。誰が病気をする暇などあるのか?」(村人)、「そして学校も同じである」(村人)。スヴァイ・リエン州では、「憲法は、自分のような寡婦といった脆弱な集団に対する無料の健康管理を含むこと、人権が適切に尊重されるために人権条項を厳格に定義することを提案した」(32歳の農民)、「自由民主主義的な議会制を要求、教員の賃金への配慮、初等・中等学校の入学金の廃止を政府に求める」(中学校の副校長)、「異なる州に人びとが苦情申立することができる事務所の設置を議会に求める。憲法に私有財産制を明確に定義すること」(中学校の第2副校長)。200人以上(60人の軍人を含む)が参加したプレイ・ヴェン州では、選挙権について「軍人は市民である。市民はこの権利を持つ。私はこの権利を持つはずである」(軍人)、「憲法は男性が一人以上の女性を持つことを許すべきではない」(女性)、「集会を開いてくれたので、私は自分のアイデアを与えることができ、大変幸せである。私たちが自由に話すことができるアメリカのような共和制を私は望む」(住民)。対話集会に参加した仏教自由民主党の議員ケム・ソッカは、「首都に帰ったら、人びとの要望すべてを議会に伝えたい」とのべた。また、カンボジア人民党の議員は、「もし憲法について提案があるとすれば、制憲議会に提案すること」と約束した³⁰⁾。

29) [Jennar 1995a] 491-492.

30) Bernstein, Liz, "Taking it to the Street Takeo", Phnom Penh Post, 10-23 September, 1993.

後者の女性団体による集会では、憲法起草案、女性の権利に関する情報、それらを確保するためのメカニズムのコピーが配布された。憲法から何を望むかについての女性に対するインタビューがビデオとして制作された。このビデオは、制憲議会議員代表に視聴されただけでなく、クメールのテレビでも放映された。女性の権利と憲法についての概略をラジオで放送し続けた³¹⁾。女性団体の指導者たちは、ジェンダーや女性に関する社会問題（男女平等、男性従順な女性という伝統的な女性観に対する見直し、ドメスティック・バイオレンス、女性の社会・政治参加など）について繰り返し訴え続けた³²⁾。

ポンルー・クメールのもうひとつの重要な活動である、憲法に書き込むべき項目の提案については、次のようなことが知られている。まず、ポンルー・クメールは、内部に設置された各種委員会の名において、起草委員会と制憲議会の委員に勧告を出し、人びとの勧告を制憲議会に伝えるために、制憲議会の委員との会議および非公式の議論を促進した³³⁾。勧告の内容としては、国連人権章典を含めること、独立した司法の設置、女性とジェンダー・センシビティの前進のための条文などが含まれていた³⁴⁾。ポンルー・クメール傘下の人権 NGO は、憲法起草過程において、憲法の本質と人権原則の尊重を確保するために、人権の監視、民主的な複数党制の原則、生存権、女性の権利、政治的参加の権利を含めることを、制憲議会議員に要請した³⁵⁾。また、これらの人権 NGO は、人権の法的保護に関するロビー活動に加えて、エイズ教育、教育、健康に対する権利の促進のような多様な活動に従事し、それらを人権の一部と考えた³⁶⁾。

31) [Bernstein 1993] を参照。

32) [Bernstein 1994] と [McGrew, Frieson, Chan 2004] 8 には、複数の女性団体の指導者の意見が紹介されている。

33) ポンルー・クメールの事務局長であった Phoung Sit 氏による説明 [Ponleu Khmer (ed.) 1994] 5。

34) [Bernstein 1993]. ブラウンは、ポンルー・クメールの要望事項として、人権、女性の権利、新政府のガバナンスの形態の3点を挙げている (Brown, John C, "Khmer Democracy: Where's the Participation?", Phnom Penh Post, 27 August - 9 September, 1993)。

35) [Yonekura 1999] 60.

36) [Fernand 1994] 56-57.

こうしたポンルー・クメールの活動は、「恐怖によって支配された環境で暮らすことにあまりにも慣らされてきた人びとの沈黙を効果的に打ち破った」³⁷⁾、「尊敬と信頼に足る希望を生み出す大きな出来事を引き起こした」³⁸⁾、というような高い評価を受けている³⁹⁾。米倉は、「間違いなく、カンボジアの市民団体は、制憲議会の議員に人びとの意見を直接聞いてもらうことによって、憲法の起草に影響を与えることに成功した」とのべているが、どの人権条項に影響を与えたのだろうか？

ジェンナーは、ポンルー・クメールの勧告の90%が新憲法に影響を与えたと判断しており、その具体例として、人権条項ではないが、1993年憲法第94条で規定された議会内常任委員会の設置を挙げている⁴⁰⁾。ヨ・ホット師は、8月中旬の「プノンペン・ポスト」で「憲法の4分の3は書かれたが、これまでのところ人権または女性の権利について触れられていない」⁴¹⁾と起草過程の一部を明かした。また、ポンルー・クメールの事務局長は、「第1と第2の憲法草案が起草されている間、制憲議会の委員は対話の欠如を認識した。その後、第3の起草案は公的議論の間になされた勧告を含めた」⁴²⁾ことを公開のセミナーで報告した。

ポンルー・クメールの副会長のひとりで、「非暴力と選挙のための女性委員会」の活動家であったヌウ・サンボは、初期の憲法草案にはまったく触れられていなかった社会問題に関する条文が新憲法に挿入された内容として、「女性の権利条項が貧困者、女性、孤児および障がい者に対する特別な支援を与えること

37) [Bernstein 1994] を参照。

38) [Jennar 1995a] 491.

39) フゲスは、カンボジアにはより深い民主主義の形態を強化する NGO の試みがほとんど見られないが、その唯一の例外として、ポンルー・クメールによって組織された憲法に関する対話集会を挙げている [Hughes 1998] 280, footnote 30.

40) [Jennar 1995a] 492. バーンスタインは、新憲法に権力分立、独立した司法だけでなく、人権委員会を形成することへの関与も含まれたと記している [Bernstein 1994]。後日、議会内常任委員会のひとつとして「人権不服申立委員会」が設置された。

41) “Charter: Out of Sights, Out of Mind”, Phnom Penh Post, 13-26 August, 1993.

42) [Ponleu Khmer (ed.) 1994] 5.

を約束していること」, 「国の人口の80%以上を構成する農民に対する支援を提供するための関与」を挙げたうえで、「憲法の最終版は、私たちの勧告のほぼ70%以上に従っている！」とのべた⁴³⁾。マッグルーらは、市民社会（特に女性）の活動が憲法起草に与えた影響として、「カンボジアは、人権の保護とあらゆる形態の差別からの自由を備えた力強い自由民主主義的憲法を持つ」⁴⁴⁾ ことになった点を挙げている。マークスは、カンボジアの「NGOは効果的な実効手続きを持った国際基準に基づく詳細な人権条項を望んだが、結局、彼らは失望した」⁴⁵⁾ とのべる。しかし他方で、「女性の権利と子どもの権利への特別な言及は、技術的には不必要だが、ポンルー・クメールのロビー活動の努力の賜物であると思われる。憲法の他の個所でこれらの権利を強調していることは、以前の憲法に比較して真に革新的な点のひとつである」⁴⁶⁾ ことも強調している。

以上の点を考え合わせると、1993年憲法の起草過程における市民社会の影響として、次のようなことがいえる。1993年憲法の人権規定は、憲法草案の最後に、議員の代表と人びとの間の公的対話を経て作成されたポンルー・クメールの勧告を含めて決定された事実を考えると、米倉が指摘するように全般的に市民社会の影響が大きかったと判断できる。それは、ジェンナーやサンボが評価しているポンルー・クメールの勧告の高い実現率からも窺える。

先にのべたように、1993年憲法の人権条項は、使用する言葉や表現からして1989年憲法の人権規定を下敷きとして規定されている。したがって、ポンルー・クメールの勧告が反映された条文も、1989年憲法の底流に色濃く残る社会主義的イデオロギーの影響によって幾分骨抜きにされた可能性が高い。この点が、マークスの厳しい判断のひとつの要因となっていると考えられる。

その意味で、1989年憲法にはなく、新たに1993年憲法に導入された人権条文に、ポンルー・クメールの影響の痕跡を見るのが妥当であろう。第31条第1項

43) [Bernstein 1994] を参照。

44) [McGrew, Frieson, Chan 2004] vi.

45) [Marks 2010] 219.

46) [Marks 1994] 71, footnote 90.

「国際人権条約の尊重と遵守」、第36条第3項「家事労働と他の労働の同一価値」、第36条第5項「労働組合結成の権利」、第36条「罷業及び平和的示威行為の権利」、第45条「女性差別の禁止」と「女性の労働搾取の禁止」、第46条「女性の権利」、第48条「子どもの権利」がそれである。ポンルー・クメールが人権、教育、女性と子どもの権利に関する3つの委員会から出発して活動してきたこと、勧告の中で強調されていた内容が国際人権基準の尊重と女性の権利であることを考慮すると、第31条第1項、第36条第3項、第45条、第46条、第48条に強い影響力を発揮したと見なすことができる。マークスは、ポンルー・クメールの努力の賜物として女性と子どもの権利を挙げたが、ここでの考察からも同意できる⁴⁷⁾。ポンルー・クメール傘下にあった「女性NGOが、特に憲法起草……において重要な役割を果たしたことは明白である」⁴⁸⁾ことを考えると、女性の権利に関する3つの条項（第36条第3項、第45条、第46条）は確実に影響を及ぼしたといえる。

第2章 国際社会の影響

1. パリ和平協定

先述したように、1991年10月23日に調印されたパリ和平協定は、選挙後に起草される新しいカンボジア憲法の基本原則を規定していた。附属書5「カンボジアの新たな憲法の諸原則」⁴⁹⁾がそれである。附属書5は6項目で構成され、権利章典に相当する第2項は12の権利項目、第4項では参政権とその原則（普通・平等・秘密・自由・定期的選挙）について規定している。

附属書5に規定されている人権内容は、ほとんどすべて1993年憲法に挿入さ

47) 本稿で使用した資料では、子どもの権利に関するポンルー・クメールの勧告は見られなかったが、国際人権基準の尊重という勧告内容から考えて、第48条で「子どもの権利条約が規定する子どもの権利」と規定されている点に、その影響を見て取ることは可能であると思われる。

48) その証拠として、ミスリウィークは、1993年憲法が「女性差別撤廃条約と一致したジェンダー・センシビティを持つ力強い自由民主主義的憲法」となった点を指摘している [Mysliwiec 2006] 55。

49) 本稿におけるパリ和平協定の日本語訳は、[今川 2000] を参照。

れてた（表2参照）。1993年憲法に挿入されなかった唯一の権利は、「遡及処罰の禁止」であると考えられる。マークスは、自ら作成した対比表において、「遡及処罰の禁止」に対応する1993年憲法の条文として第38条を挙げているが、そこにクエスションマークを付けている。それは、第38条第3条「何人も、法律の規定によることなく起訴、逮捕及び拘束されない」という表現が曖昧で、「遡及処罰の禁止」の要求を満たしていないと判断しているからである⁵⁰⁾。ここでは、「遡及処罰の禁止」という言葉が使用されていないことから、「なし」と見なした。

「法の適正手続」については、1993年憲法第38条に該当すると思われる条文があるが、その本来の意味を十分には反映していないと思われ、マークスと同様に、表2においてクエスションマークを付けた。ただし、1993年憲法第14章「移行措置」の第139条に「カンボジアの国有財産、権利、自由及び合法的私有財産を保護し、国益に一致する法律その他の法令は、憲法の精神に反しない限り、新しい規定により改正され、又は廃止されるまで効力を有する」という規定から、1992年9月にUNTACがカンボジア国との協議の上で作成した「カンボジアにおける暫定司法・刑事手続規則」が効力を有する。法の適正手続については、この暫定規則が適用されると解釈できる⁵¹⁾。

表2 パリ和平協定と1993年憲法の比較

パリ和平協定附属書5「憲法の諸原則」	1993年憲法
生命に対する権利	第32条
個人の自由と安全	第32条
移動の自由	第40条第1項・第2項
信教の自由	第43条第1項
政党及び労働組合を含む集会・結社の自由	第36条第5項・第42条第1項
法の適正手続	第38条？
法の下での平等	第31条

50) [Marks 1994] 79.

51) [Marks 1994] 80-81.

カンボジア王国憲法の人権規定

財産権の保障	第44条
人種・民族・宗教・性による差別からの自由	第31条第2項
遡及処罰の禁止	なし
国際人権文書の規定との合致	第31条第1項
裁判を受ける権利	第38条第8項・第39条
参政権，普通・平等・秘密・自由・定期的選挙	第34条・第76条

出典：筆者作成，参考 [Marks 1994] 76 (Table 1)。

附属書5の第4項については、2つの条文に分けて1993年憲法に規定されている。参政権が1993年憲法の第3章「クメール市民の権利及び義務」の第34条、「普通・平等・秘密・自由・定期的選挙」の原則は、第7章「国民議会」の第76条「国民議会の定数は、120名以上とする。国民議会議員選挙は、自由、普通、平等、直接及び秘密投票による」に、それぞれ関連する条文が見られる。

このように、1993年憲法の人権規定は、若干の例外があるとはいえ、パリ和平協定附属書5の人権項目の枠組みを踏まえており、その影響を受けていることは間違いない。

最後に、第1章で見た国内的影響との関連を指摘しておきたい。第1章で、人民党政治綱領にある「労働組合結成の権利」は、1989年憲法には見られず1993年憲法第36条第5項に影響を与えた可能性について触れた。しかし、人民党政治綱領がパリ和平協定調印の直前に採択されたことを考えると、「労働組合結成の権利」は附属書5の第2項にある「政党及び労働組合を含む集会・結社の自由」の影響を受けたと考えるのが妥当であろう。一方、連合政府憲法原則にある「政党及び団体」という用語は、附属書5の第2項の同じ人権項目に「団体」はなく「政党」という言葉しかないことを考えると、1993年憲法に直接使用された可能性が高い。1993年憲法第31条に初めて規定された国際人権条約の尊重については、人民党政治綱領と連合政府憲法原則の両方に見られた。人民党政治綱領に挿入された同じ項目は、成立事情を考えるとパリ和平協定附属書5の第2項にある「基本的人権に関する宣言は、世界人権宣言及びその関

連する国際文書の規定に合致したものとする」から影響を受けていると考えるのが自然である。同じ規定が、連合政府憲法原則に導入された理由については判然としない⁵²⁾。

2. 国際人権基準

パリ和平協定第2文書第3部「人権」の第15条第1項に、「カンボジア国内のすべての者並びにすべてのカンボジアの難民及び避難民は、世界人権宣言その他関連する人権に関する国際文書にうたわれた権利及び自由を享有する」とあり、第2項には「この目的のため、(a) カンボジアは、次のことを約束する。……関連する人権に関する国際文書に従うこと」と規定されている（第3文書第3条にもほとんど同じ条文がある）。これらの条文と附属書5の第2項にある憲法の原則を国際人権文書の規定に合致することという項目を考え併せると、1993年憲法は、パリ和平協定により国際人権基準の遵守を要求されていたことは明白である⁵³⁾。

この点については、1993年憲法第3章の最初の条文である第31条に挿入されたことはすでにのべた。ここでは、1993年憲法の人権規定全般が国際人権基準の影響をどの範囲まで受けているのかを、主として世界人権宣言、国際人権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約を中心に言及する⁵⁴⁾。結論を先取り

52) 連合王国憲法原則の調印（1989年7月18日）の後に予定されていたカンボジア和平パリ会議の第一会議（7月30日）で、同年4月30日に採択された1989年憲法で規定されていない国際人権基準の権利を挿入することで、3派連合が自らの立場をアピールする意図を持っていたかもしれない。

53) パリ和平協定で人権の尊重を強調している背景は2点ある。第1は、クメール・ルージュによる大規模な人権侵害に国際社会が十分に対応できなかったという過去に対する反省、二度と同じ悲劇を繰り返さないという未来への誓いである（この点は、パリ和平協定の第1文書第12条、第2文書前文、附属書5の第2項に記されている）。第2は、ヘン・サムリン政権による人権侵害が継続してきたことである。人権が和平の中核的要素となり、パリ会議と常任理事国の作業に反映されたのは、アメリカと他の国の要請であった。これらの点については [Ratner 1993] 25 を参照。

54) UNTAC 統治下の1992年に、国際人権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権

カンボジア王国憲法の人権規定

すれば、1993年憲法の人権規定は、3つの国際人権文書に規定されている条文の多くを取り込んでいる（表3を参照）。

表3 1993年憲法と国際人権基準

1993年憲法	人権宣言	社会権規約	自由権規約
①国際人権 ②法の下での平等（非差別） ③人権制限事由	第2条・第7条②，第29条③	第2条② 第5条③	第26条② 第4条③
①生命に対する権利 ②死刑の廃止	第3条①		第6条①② 第9条①
①国籍権，②追放の保障，③在外市民の保護	第15条① 第14条②		
選挙権・被選挙権	第21条		第25条
政治・経済・社会・文化的活動に参加する権利	第27条	第15条	
①職業選択の自由，②同一労働・同一賃金 ③家事労働の権利，④社会保障の権利 ⑤労働組合の結成と組合員になる権利	第23条①② 第22条④ 第23条⑤	第6条① 第7条② 第9条④ 第8条⑤	
罷業及び平和的示威行為の権利	第23条	第8条	第21条
①虐待の禁止，②生命・名誉・尊厳の保護 ③不法な起訴・逮捕・拘禁の禁止 ④加重処罰の禁止，⑤強制的自白の無効 ⑥無罪推定，⑦裁判を受ける権利	第5条①， 第3条・第12条②，第9条③，第11条④⑤， 第10条⑦		第7条①， 第10条・第17条②，第9条③，第14条⑤⑥⑦
不服申立，告訴及び損害賠償請求の権利	第8条		第9条， 第14条
①移動及び合法的居住の自由，②出国及び帰国の権利，③プライバシーの権利，通信の秘密	第13条①② 第12条③		第12条①② 第17条③
①表現・報道及び出版の自由，②集会の自由	第19条① 第20条②		第19条① 第21条②
①団体及び政党結成の権利，②大衆組織への参加	第20条①		第22条②

↘ 利条約を批准した。国連人権高等弁務官カンボジア事務所のウェブサイトを参照。

<http://cambodia.ohchr.org/EN/PagesFiles/TreatyReportingIndex.htm>

①信仰の自由, ②仏教の国教化	第18条①		第18条①
①所有権, ②私有財産権の保障	第17条①・ ②		
①女性差別の禁止, ②女性の労働搾取の禁止 ③男女の同権, ④婚姻の自由	第16条④	第7条② 第3条③	第3条③, 第23条④
①売買春の禁止, ②妊娠を理由とする解雇の禁止 ③有給の出産休をとる権利, ④適切な生活水準を維持するための保護	第23条② 第24条③ 第25条④	第10条②・ ③ 第11条④	
①子どもの権利条約が規定する権利の保障 ②国家による子どもの教育と福祉の保護	第25条②	第10条②	第24条②
環境の保護			
生産物を自由に売買する権利	第23条	第6条	
①教育を受ける権利, ②体育及びスポーツの尊重	第26条①	第13条①	
①教育の自由及び機会の均等, ②包括的且つ一定の基準に合致する教育制度の確立	第26条①	第13条①・ ②	
①近代的教育学の原則に基づく教育計画の採用 ②学校及び教育施設の管理		第13条①	
①無償の初等・中等教育の提供, ②9年間の教育 ③パーリ語学校及び仏教研究所の普及と発展	第26条①・ ②	第13条①・ ② 第15条③	
①民族文化の保存と発展 ②クメール語の保護と発展 ③古代の建造物・遺物の保存と歴史的遺跡の修復		第15条①・ ②・③	
文化的・芸術的遺産を侵す犯罪に対する厳罰		第15条	
民族的遺跡と世界文化遺産の中立地帯化		第15条	
①国民の健康の保護, ②疾病予防及び医療対策 ③貧困な市民に対する無償の診療 ④農村地帯に診療所と産院の設置	第25条①・ ②	第12条①・ ②・③・④	
①子どもと母親に対する最大限の配慮 ②保育施設の設置	第25条①	第10条①	
傷痍軍人及び命を犠牲にした軍人遺族の援助	第22条	第11条	
労働者のために社会保障制度の確立	第23条	第9条	

注1：3つの国際人権文書の項目の条文の後にある○数字は、対応する1993年憲法の人権条項

カンボジア王国憲法の人権規定

の○数字を表わす。

注2：1993年憲法の権利内容ではない義務や尊重規定（第47条・第49条・第50条）は、除外した。
出典：筆者作成。

世界人権宣言と国際人権規約から受けた影響については、次の4点を指摘できる。第1は、1993年憲法第31条第2項に規定されている非差別条項である。1989年憲法にはなく1993年憲法に挿入されている非差別項目に、「皮膚の色」「言語」「政治的傾向」「門地」「財産その他の地位」がある。これらの項目は、世界人権宣言第2条、国際人権規約共通第2条の非差別の項目に規定されている⁵⁵⁾。第2は、1993年憲法第32条第1項「クメール市民は、生命、身体的自由及び安全に対する権利を有する」の言葉使いが、世界人権宣言第3条「すべての者は、生命、自由及び身体の安全についての権利を有する」の用語法と類似しており、参考にした可能性が高い⁵⁶⁾。第3は、労働組合結成の権利である。これは先に、1989年憲法にはなく人民党政治綱領には盛り込まれていたが、パリ和平協定附属書5第2項からの影響を指摘した。ただし、1993年憲法第37条「クメール市民は、性別を問わず、労働組合を結成し、その組合員となる権利を有する。労働組合の組織及び活動は、法律で定める」という条文そのものは、世界人権宣言第23条第4項「すべての者は、その利益を保護するため、労働組合を結成し、及びその加入する権利を有する」と、社会権規約第8条(a)「すべての者がその経済的及び社会的利益を増進し及び保護するため、労働組合を結成し及び当該労働組合の規則のみに従うことを条件として自ら選択する労働組合に加入する権利。この権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公の秩序のため又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない」を参照したことが窺える。第4は、ストライキとデモの権利である、これは、1989年

55) 世界人権宣言と国際人権規約では、「政治的傾向」とは少し異なる「政治的意見」となっている。なお、本論文で引用する国際人権条約はすべて、[松井他編 2005]を参照。

56) パリ和平協定附属書5に第2項にある「生命に対する権利、個人の自由、安全」という表現の影響も受けていると思われる。

憲法，人民党政治綱領と連合政府憲法原則だけでなく，パリ和平協定附属書5の第2項にも規定されていない権利である。1993年憲法第37条「罷業及び平和的示威行為の権利は，法律の定めにしたがって行使しなければならない。」は，社会権規約第8条(d)「同盟罷業をする権利。ただし，この権利は，各国の法律に従って行使されることを条件とする」の影響の跡が見える。ただし，社会権規約は「平和的示威行為」を規定していない⁵⁷⁾。

1993年憲法第31条1項では，「女性の権利及び子どもの権利に関する条約」とあり，その条約は女性差別撤廃条約と子どもの権利条約を指す。この2つの国際人権条約が，1993年憲法の人権規定に与えた影響について見る。

1993年憲法第45条第1項「女性差別は，排除する」は，女子差別撤廃条約第1条「この条約上，「女子に対する差別」とは，性に基づく区別，排除又は制限であって，政治的，経済的，社会的，文化的，市民的その他のいかなる分野においても，女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎とし人権及び基本的自由を認識し，享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」を参考にしたと考えられる。1993年憲法第46条第1項「人身売買，売春及び女性の尊厳を傷つける猥褻行為による搾取は，これを禁止する」は，女子差別撤廃条約第6条「締約国は，あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる」を参照していると思われる。

1993年憲法第48条に規定されている子どもの権利条約の権利は，「生存の権

57) 憲法起草委員会専門家であったサイ・ボリーは，1993年憲法の起草に際して「多様な国々の多数の憲法，特に日本，フランス，ドイツ，タイ，フィリピン，アメリカ合衆国，そしてジンバブエの憲法さえ考慮して作業をした」ことが，「憲法に外国の憲法から借りたいいくつかの表現が見られる理由である」とのべている [Say 2008] 213-214。この点を考慮すると，平和的示威行為の権利については，フィリピン共和国憲法（1987年）第13条第3節「国は法律の定めるところにより，罷業権，団結権，団体交渉権および協約権を含む，平和的手段による団体行動権を，すべての労働者に保障する」，または，ベトナム社会主義共和国憲法（1992年）第69条「法律に従って集会，結社，デモを行う権利を有する」を参考にした可能性がある。フィリピン共和国憲法とベトナム社会主義共和国憲法については，[萩野・畑・畑中編 2007] に所収の日本語訳を参照。

利」(第6条),「教育に対する権利」(第28条),「武力紛争における保護を受ける権利」(第38条),「経済的及び性的搾取から子どもを保護する」(第32条・第34条),「子どもの教育の機会」(第28条),「福祉を損なう行為から子どもを保護する」(第36条)となっている(カッコ内は子どもの権利条約の条文番号)。1993年憲法第48条の文言は,子どもの権利条約から引用されていることは明白である。

次に,1993年憲法の人権規定が,国際人権基準とどの程度まで合致するのかについて見ておきたい。1993年憲法第3章に規定されている権利については,マークスが国際人権基準との比較を詳細に論じており,国際人権条約が十分に考慮されなかったと結論している⁵⁸⁾。ここでは,マークスがほとんど触れていない,経済的,社会的,文化的権利についての国際基準と1993年憲法の第5章「経済」と第6章「教育,文化及び社会」の人権規定を比較・検討してみたい⁵⁹⁾。双方で規定されている人権の実質的な乖離を子細に分析しなくても,文言や表現だけでも十分に両者のズレが確認できる。

1993年憲法第6章には,4カ条の教育に関する権利(第65条から第68条)が規定されているが,これらの規定は概ね世界人権宣言第26条と社会権規約第13条を満たしている(表3を参照)。しかし,1993年憲法では,2つの国際人権条約で規定される高等教育への機会均等,民族・人種・宗教間の理解,寛容・友好を促進する教育については触れられていない。前者についてはクメール・ルージュによる知識人の虐殺や経済状況,後者についてはベトナム系住民への嫌悪感などが,その理由と考えられる。

1993年憲法の文化的権利に関する規定(第69条から第71条)は,社会権規約第15条第2項「この規約の締約国が(第1項)の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には,科学及び文化の保存,発展及び普及に必要な措置を含

58) [Marks 1994] 75-85.

59) コン・テイリーは,1993年憲法の第3章だけが人権と自由を保護・促進していると考えるのは誤りで,第5章と第6章の中にも人権の促進に関する条文があることに注意を促している [Koung 2006] 83。

む」という規定の、カンボジア的な色合いを濃厚に漂わせている国家的措置であると見なせる。

1993年憲法第72条の健康に関する権利については、社会権規約第12条の基準をほぼ満たす。しかし、第72条の「医療に最大限の考慮を払う」という文言は、社会権規約第12条第1項の「到達可能な最高水準の身体及び精神の権利」や第2項の「権利の完全な実現を達成するためにとる措置」に比べると、権利保障に対する表現が弱い。1993年憲法第75条の社会保障についての権利は、その対象が「労働者及び勤労者」と限定しているが、社会権規約第9条は「すべての者」となっている。第75条の人権主体は、社会権規約第9条よりも対象範囲が狭い。この点は、第6章の他の条文でもいえる。先にのべたように、1993年憲法第3章の権利の享有主体は「クメール市民」となっていたが、第6章も「市民」、「クメール市民」、「国民」と規定している条文がほとんどである。社会権規約が「すべての者」としている点と比較して、人権の主体の範囲が狭い。

最後に、第6章の条文にある具体的な権利規定として明記されているのは「教育を受ける権利」だけである。その他は、「国家は……措置を講じる」という表現に代表されるように、国家政策としての規定となっている。社会権規約は、「すべての者」が経済的、社会的、文化的権利を享有することを承認したうえで、その保障のために国家が取るべき措置を規定している。1993年憲法第6章には、社会権の権利性を認めたくない、国家の裁量に委ねたいという意思が漂っている⁶⁰⁾。

第5章「経済」の条文で注目すべき点は、第59条に「国家は、環境を保護」という国家政策としての規定ではあるが、環境権に関する条文が含まれていることである。環境権は、国際人権法では「第三世代の人権」に分類される

60) この点は、1993年憲法の人権規定が、社会主義憲法の痕跡を残した1989年憲法の影響を色濃く受けていることと関係すると思われる。マークスは、1993年憲法第3章が「1989年憲法の同じ条文と類似した言葉で表現されていることは、憲法起草過程全体に関する悲しい注釈である」とのべている [Marks 1994] 75。同じことが、第6章の人権規定についてもいえる。

ことから、世界人権宣言や国際人権規約には規定されていない⁶¹⁾。

以上のことから、1993年憲法の人権規定は、パリ和平協定（特に「憲法の諸原則」）と国際人権条約の影響を強く受けていることが分かる。その痕跡は、国際人権条約の尊重と承認、生命に対する権利、労働組合結成の権利、平和的示威行為の権利、女性の権利、子どもの権利などの人権条項に明確に見て取ることができる。しかし、多くの人権規定には、国際人権基準とは乖離する点も複数見られた。

第3章 人権規定の特徴

第1章と第2章で検討してきたように、過去の憲法、対立する政治勢力、市民社会、国際社会の影響による妥協の結果として起草された1993年憲法の人権規定は、どのような特徴を持つのか？ 主としてカンボジアの過去の憲法と東南アジア諸国の憲法における人権規定との比較を念頭に置いて考察する。その際、人権規定の構成と内容について焦点を当てる。内容についてはその多くをすでに紹介しているので、人権の重要な側面であるリベラル的側面と非差別・平等原則、およびカンボジアの伝統的要素について検討する。

1. 構成

1993年憲法は、第3章「クメール市民の権利及び義務」（第31条から第50条）に権利章典の位置づけを与えており、そこでは自由権が規定されている。社会権は自由権と別の章に置かれ、タイ王国憲法（2007年）のような「国の基本政策指針」⁶²⁾（第5章）という言葉は使用していないが、第6章「教育、文化及び社会」（第65条から第75条）で規定されている。しかし、第3章には、同一

61) 「第三世代の人権」については、[岡田 1999]、[初川 2004] 第7章を参照。

62) タイ王国憲法（2007年）については、日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編の日本語訳を参照。次のウェブサイトで閲覧できる。http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_1_2007.pdf なお、本章で特に明記しない限り、東南アジア諸国の憲法は[萩野・畑・畑中編 2007]に所収の日本語訳を参照。

労働・同一賃金（第36条第2項）、家事労働とその他の労働の同価値（第36条第3項）、社会保障及び社会福祉を給付される権利（第36条第4項）、労働組合結成の権利（第36条第5項）、罷業（ストライキ）の権利（第37条）といった、一般的に社会権に属する権利が挿入されている。その意味で、自由権と社会権を明確に区別して規定しているわけではない。

安田信之は、アジアの憲法における社会権の規定の仕方を、①自由権・社会権を区別しないタイプ、②自由権と社会権を区別するタイプ、③移行社会主義型人権規定（社会権規定が権利章典を含む複数の章にまたがって規定）の3種類に区分する。その中で、カンボジアを、ベトナム、ラオスなどとともに移行社会主義型人権規定に位置づけている⁶³⁾。なお、新しい権利（第三世代の人権）について、1993年憲法には、フィリピン憲法（1987年）の「社会的正義と人権」（第13条）のような自由権および社会権と区分して規定された章はない。

2. 内 容

(1) リベラル的側面

1993年憲法の人権規定が持つ特に顕著なりベラル的側面は、①国際人権条約の承認と尊重（第31条第1項）、②死刑の廃止（第32条第2項）の2点である。国際人権条約の承認と尊重を憲法で明記したのは、東南アジア諸国の憲法の中では1993年憲法が初めてである。これは、パリ和平協定における約束事であり、国際社会の影響が大きいことはすでにのべた。カンボジアと同じように国連の暫定統治下で起草された「東ティモール民主共和国憲法」（2002年3月2日公布）では、第1編「総則」第9条「国際法」において、国際法の一般的・慣習的諸原則の受容、批准した国際法の国内的適用、第2編「基本的権利、義務、自由および保障」第1部「総則」第23条「基本的権利の解釈」で、憲法が保障する基本的権利の世界人権宣言による解釈を規定する⁶⁴⁾。東ティモール

63) [安田 2005] 110-115頁。

64) 東ティモール民主共和国憲法（日本語訳）については、[横田訳 2006] を参照。

憲法と比較しても、1993年憲法第31条第1項が、① 世界人権宣言だけでなく、国際連合憲章、国際人権規約、女性差別撤廃条約および子どもの権利条約が明記されている点、② 権利章典である第3章の最初に規定されている点において、国際人権基準の遵守を優先的に扱っていることが窺え、特筆に値する。

死刑の廃止についても、国際人権条約の承認と尊重と同じように、東南アジア諸国においてカンボジア以外では東ティモール憲法（第29条第3項）だけに規定されている。ただし、カンボジアの憲法史において、1993年憲法が初めて死刑を廃止したわけではない。クメール共和国憲法では国家緊急事態を除いては死刑を廃止した（第6条第9項）。民主カンプチア憲法とカンプチア人民共和国憲法は、死刑廃止の規定はない。しかし、1989年憲法は、死刑の廃止を復活させた（第35条）。カンボジア国政府（および人民党）内部には死刑に対する賛成派と反対派が存在したが、最終的には、① 死刑囚の遺族が人民党に忠誠を誓わなくなる可能性、② 反対勢力の協力を取り付けたい政府の姿勢を考慮して、死刑の廃止が1989年憲法に書き込まれた⁶⁵⁾。この理由を考えると、1993年憲法で死刑廃止を残したのは、将来の選挙という政治的競合で支持者を獲得する（減らさない）という目的が大きな要因であったと思われる⁶⁶⁾。

過去の憲法と比較すると、カンプチア人民共和国憲法を除いた憲法に集会の自由と結社の自由は規定されている。しかし、1993年憲法には、その規定以外に、労働組合結成の権利と罷業及び平和的示威行為の権利がカンボジア憲法史において初めて規定された。平和的示威行為はもちろんのこと、社会権に分類される労働組合の結成と罷業の権利は表現・集会・結社という自由権的側面とも密接な関係がある。その点で、1993年憲法にこれらの権利が規定されたことは、カンボジア社会にリベラル的側面を拡充する契機を秘めている。これは、労働紛争やストライキ、平和的なデモや集会が以前よりは頻繁に起きる可能性

65) [Gottesman 2004] 261-263.

66) 1993年憲法の死刑廃止規定は、パリ和平協定で規定された国際人権基準の尊重によるものではなかったと思われる。それは、カンボジア政府が、1989年に第44回国連総会で採択された死刑廃止条約（自由権規約第2選択議定書）を批准していない点に見られる。

を示しており、それに対して政府が立法、行政、司法においてどのような措置をとることになるのかが注目される⁶⁷⁾。

このようなりベラル的側面を持つ反面、1993年憲法には、リベラル的側面を阻害する規定も見られる。それは、① 法律の留保、② 一般的制限事由により、権利を制限する規定が多数見られる点に象徴される⁶⁸⁾。法律の留保については、最初の人権規定である第31条第3項には、「個人による権利、自由の行使は、他人の権利及び自由と抵触してはならない。これらの権利及び自由の行使は、法律で定める」と規定する。その後の個別の人権規定では、第33条第2項「クメール国籍は、法律で定める」、第34条第5項「投票権及び立候補権の制限に関する規定は、法律で定める」、第36条第6項「労働組合の組織及び活動は、法律で定める」、第37条「罷業及び平和的示威行為の権利は、法律の定めにしたがって行使しなければならない」、第41条「報道機関に関する制度は、法律で定める」、第42条「クメール市民は、団体及び政党を結成する権利を有する。これらの権利は、法律で定める」などの条文がある。これらの権利を具体的に保障する法律で、権利が制限される可能性がある⁶⁹⁾。

権利の一般的制限事由を明記している条文は、第41条「クメール市民は、表現、報道及び出版の自由並びに集会の自由を有する。何人も、他人の権利、社会の秩序、法律、公共の秩序及び国家の安全を侵害する目的でこれらの権利を濫用してはならない」、第43条「国家は、他人の信仰に影響を及ぼさず、公共の秩序及び安全を侵害しない限り、信仰及び礼拝の自由を保障する」という2つの規定だけである。表現の自由や信仰の自由といういわば権利カタログの中

67) カンボジアでは、1990年代に自由で独立した労働組合が急増するが、その制度的要因として、1993年憲法の第36条（労働組合結成の権利）と1997年の労働法の制定がある [Nuon and Serrano 2010] 28-29。

68) 東南アジア諸国の憲法で政治的自由を制限する形式として、① 曖昧な憲法規定と自由抑圧的な治安立法の組み合わせ、② 憲法の規定に多くの条件をつける、という2つの場合がある [島田 2010] 121頁。カンボジアの場合も、この2つの形式を採用している。

69) この点をプレス法（1995年）との関係で論じているものとして、[四本 2002] を参照。

でも極めて重要だとされる精神的自由に対する権利にだけ、一般的制約事由を明記している点に、1993年憲法の人権規定の特徴がある。ここには、国および公共の秩序と安全の名の下に、これらの権利を国家の統制下に置きたいという意思が感じられる。特に、1993年憲法で「複数政党制に立脚する自由民主主義体制」を採用したことにより、表現・報道・出版・集会の自由が、一般的制約事由の恣意的な解釈と措置によって規制される危険性が常につきまとう。

なお、この点と関連して、1993年憲法に内心の自由とされる精神的自由の基礎・根本である思想・良心の自由が挿入されていないことも懸念される。内心の自由は絶対的な権利であること、また、憲法で表現の自由と信仰の自由が十分に保障されれば、それらの権利と密接に関係する思想・良心の自由は規定しなくともよいとの理由から、憲法で規定していない国も多い⁷⁰⁾。確かに、パリ和平協定附属書5「カンボジアの新たな憲法の諸原則」の第2項に記された人権項目に、思想・良心の自由はなかった。しかし、1947年憲法第8条とクメール共和国憲法第2条には、良心の自由が規定されていた。連合政府憲法原則の人権規定には、思想・良心の自由が含まれていた。また、世界人権宣言第18条と自由権規約第18条にも、宗教の自由とともに思想・良心の自由が規定されている。さらに、カンボジアはクメール・ルージュによる極端な思想弾圧、クメール共和国下のカンボジア革命人民党による社会主義的思想統制という負の経験も重ねてきた。こうした要素を考え合わせると、1993年憲法に思想・良心の自由が挿入されても不思議ではない。その意味で、1993年憲法体制下で、政府による一定の道徳の教化という志向性を検討する必要がある⁷¹⁾。

最後に、パリ和平協定附属書5「憲法の基本原則」第2項にある人権規定に含まれていた「遡及処罰の禁止」が、1993年憲法では挿入されなかった。カンボジアの憲法史を眺めると、1947年のカンボジア王国憲法を除いて、明確な「遡及処罰の禁止」規定がない。世界人権宣言第11条第2項、自由権規約第15

70) [芦部 2011] 146-146頁。[佐藤 2011] 216頁。

71) この点に関しては、1993年憲法第4章「政治体制」第52条の「王国政府は……民族の良き習慣と伝統を保護する」という規定にも注意を要する。

条には、この規定がある。1992年5月にカンボジアが批准した自由権規約第4条第2項には、いわゆるデロゲーション条項により免除されない権利として「遡及処罰の禁止」が挙げられている。それにもかかわらず、1993年憲法に「遡及処罰の禁止」規定を条文として挿入しなかった理由は、クメール・ルージュによる重大な人権侵害の罪を訴追することを想定していたこと、そのために必要とされる事後法と憲法の遡及処罰禁止規定との整合性に対する認識が不十分であった点が考えられる⁷²⁾。なお、2009年9月に国民議会で採択された新しい刑法では、第3条「罪刑法定主義の原則」第2項で、事後法による処罰の禁止が規定され、また、刑法第8条によってカンボジア政府が承認した国際人権法、国際慣習法などの国際条約に規定される重大な犯罪に対する免責を認めていない⁷³⁾。

(2) 非差別・平等原則

1993年憲法には、社会的に弱い立場に置かれた特定のマイノリティ集団に対する権利規定が複数見られる。その最も代表的な第1の集団は女性である。1993年憲法第31条第2項「法の下での平等」で両性の平等を保障し、第3章の権利章典に含まれる多数の条文には「性別を問わず」という文言が挿入されている。さらに、女性を対象とした権利規定を第3章の第35条と第36条、第6章の第73条で規定している。その中で、特に重要なものは、第36条の「女性差別は、排除する」(第1項)と「女性の労働の搾取は、禁止する」(第2項)、第46条「人身売買、売春及び女性の尊厳を傷つける猥雑行為による搾取は、禁止す

72) 例えば、クメール・ルージュ裁判に関する特別法廷設置法は、当初採択された法律には1993年憲法で禁止された死刑を科していた。しかし、2001年2月に憲法院が違憲と判断したため、内容を改めた特別法廷設置法が2001年8月に採択された〔竹村 2012〕注44) 64頁。特別法廷設置法第33条は、特別法廷における裁判手続が、正義・公正・適正手続に関する国際基準に沿って実施されること、特に自由権規約第14条と第15条を参照することに言及している〔野口 2011〕437頁。なお、自由権規約第15条の解釈では、戦争犯罪や人道に対する罪など国際慣習法となっている犯罪を、締約国が遡及的刑事立法で処罰することは可能である〔宮崎編 1996〕193-195頁。

73) カンボジア刑法については、法務省法務総合研究所国際協力部による日本語訳 (<http://www.moj.go.jp/content/000077871.pdf>) を参照。

る」という規定である。この3つの規定は過去の憲法にはない。人身売買と売春の明示的な禁止規定は、東南アジア諸国の中ではカンボジアだけである⁷⁴⁾。なお、女性の権利に関しては、家庭における主婦による家事労働に家庭外の通常の労働と同等の価値を認めた規定（第36条第3項）も重要である。この規定は、カンボジア以外の東南アジア諸国の憲法には存在せず、1993年憲法に見られる平等原則の最も顕著な事例である。

第2の集団は子どもである。1993年憲法は子どもに関する権利を2カ条（第48条と第73条）置いている。特に第48条では、子どもの権利条約を明記して子どもの権利を保障しており、この点も東南アジアの中では1993年憲法だけである⁷⁵⁾。第3の集団は傷痍軍人と軍人の遺族である。1993年憲法第74条では、「国家は、傷痍軍人及び国のために命を犠牲した軍人の遺族を援護する」と規定されている⁷⁶⁾。ただし、この規定は、1989年憲法第28条の修正である。

これらの3つの集団は、20年以上に及ぶ内戦を生き延びた生存者の中の最も典型的な被害者である。特に女性と子どもは人口構成で多数を占め、その多くが貧困を含む権利の剥奪状態に置かれていた⁷⁷⁾。1993年憲法はそうした犠牲者

74) フィリピン憲法第13条第14節には「女性労働の禁止」、ベトナム憲法第63条には、「女性に対する差別的行為」および「女性の人格を侵害する行為」を禁止している。ミャンマー憲法（2008年）第350条では、労働と給与における男女の同権を規定している。ミャンマー憲法の日本語訳については、次のウェブサイトを参照。
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2009/pdf/2009_404_ho.pdf

75) なお、東ティモール憲法第18条「子どもの保護」には、「子どもは、普遍的に承認されたすべての権利、および国が批准または承認した国際協約に規定されているすべての権利を享有する」（第2項）とある。

76) 類似の規定は、ベトナム憲法第67条第1項、ミャンマー憲法第344条に見られる。

77) 1998年の国勢調査によると、約1142万人の総人口に占める男女比率は、女性が男性の1.07倍で女性の方が500万人多く、子ども人口は15歳未満の人口比率が39.8%、20歳未満だと51.6%で過半数を超え、しかも総人口の約84%が農村地域である [廣畑 2004] 136-138頁。『人間開発報告書1996年』によると、1993年のカンボジアの指標は、人間開発指数が0.325で全174カ国中の156位、平均余命51.9歳、1人当たりの実質 GDP 1250ドル、成人識字率35%、乳幼児死亡率11.5%、都市と農村の格差（1990-1995年）は、都市に対して農村は保健医療63%、安全な水51%、衛生設備10%で、

の権利に対して配慮する規定を設けていることが窺える⁷⁸⁾。ただし、女性と子どもの権利については、起草過程における女性と人権の団体による活動が大きく寄与したことは、すでにのべた。

人権の非差別・平等原則にとって懸念される規定も、1993年憲法には見られる。その最たるものは、人権の享有主体を「クメール市民」に限定している点である。権利章典である第3章のタイトルが「クメール市民の権利及び義務」となっており、権利規定のほとんどが「クメール市民」または「市民」を主語としている。この問題点についてはすでに様々な批判的検討がなされてきたが、主として、① パリ平協定（特に第15条と附属書5）違反、② 内外人平等原則を採用する国際人権基準との不一致、③ 憲法の人権保障からの少数民族の排除、という3点が指摘されている⁷⁹⁾。とりわけ重要なのが3点目であり、多民族国家であるカンボジアで総人口の約90%を占めるクメール人以外の民族的マイノリティ、特に歴史的経験から多くのクメール人が嫌悪感を持つとされるベトナム系住民に対する権利保障が懸念される⁸⁰⁾。

↳ そのほとんどが東南アジアで最低である [国連開発計画 1996] を参照。1994年の世界銀行のデータでは、カンボジアの貧困層（1日1.25ドル以下の生活44.5%、1日2ドル以下の生活75.2%）で、ジニ係数は38.3%である。次の世界銀行のウェブサイト参照、<http://povertydata.worldbank.org/poverty/country/KHM>

78) 2002年12月に政府が公表した「国家貧困削減戦略」（2003～2005年）では、カンボジアが抱える貧困の4つの特徴の中で、「脆弱性」として女性・子どもに対する暴力や児童労働、「社会的疎外」では孤児・ホームレス・女性世帯主の問題が指摘されている。その対応として、前者では、セーフティネットの構築、法制度整備、女性の権利強化などによる保障の創出、「後者」では最貧困層・女性の登用などを挙げている。貧困削減戦略の8項目の内容には、「脆弱性や社会的疎外の緩和」（自然災害対策、地雷撤去、食糧問題、社会的弱者の救済）、「男女平等」（女性の権利強化）が挙げられている。「国家貧困削減戦略」を含むカンボジアの貧困対策については、[廣畑 2004] 第10章第3節を参照。

79) [Marks 1994] 70-73, [四本 1999] 93-97頁。

80) 1995年内務省の調査によると、カンボジアの「エスニック・マイノリティ」は17民族（約27万人）が挙げられており（最大集団はチャーム族 [そのほとんどがイスラム教徒] で約20万人）、他方で「外国人」（中国系、ベトナム系、ラオ系、タイ系、その他）は約17万人で、ベトナム系が約10万人で最大である [U. N 1997] para 13, 20。1995年の総人口（980万人）に占めるベトナム系住民の割合は、約1% /

この点と関連して、1993年憲法には、自由権規約第27条で規定される「少数民族の権利」がない。カンプチア人民共和国憲法第5条と1989年憲法第1条には、少数民族を尊重・配慮する規定が存在した（ただし、前者は少数民族と山岳地域を含めた遠隔地の居住者を明記しているが、後者は少数民族を削除した）。また、第1章で確認したように、連合政府憲法原則と人民党政治綱領はどちらも、少数民族の権利に対する一定の尊重を盛り込んでいた。それにもかかわらず、1993年憲法には少数民族の権利が挿入されなかった。

1993年憲法は、権利の享有主体をクメール市民に限定し、少数民族の権利規定を置かなかった。両者が表裏一体の関係にあることを考えると、その理由は、競合する政治集団の間で異なる根拠を持つが、目的が同じであったのではないかと思われる。両方に共通する目的は、反対勢力に対する牽制と自党の支持基盤の拡大である。紛争3派で構成される連合政府、特にクメール・ルージュは、人民党がベトナム手先であり、人民党の勝利はカンボジアがベトナムによって再支配される危険性を煽ることによって、人びとの反ベトナム人感情を利用した。他方で、人民党はクメール・ルージュによるベトナム人に対する人権侵害を利用することで、ジェノサイド再来の可能性を市民に訴え掛けた⁸¹⁾。ベトナム系住民は、競合する政治集団がその政治目的を実現するためのスケープゴートにされた感がある。その意味で、連合政府憲法原則と人民党政治綱領に挿入された少数民族の権利尊重という項目は、選挙のためのリップサービスであったと思われる。

UNTAC の統治下による制憲議会選挙を実施するための選挙法が起草される際にも、最後まで議論になったのが選挙人資格であり、「カンボジア人」の定義をめぐる紛糾した。パリ和平協定附属書3「選挙」では、制憲議会選挙の選挙人資格は、「18歳以上で、カンボジアで生まれた者、または少なくともどちらか

である。なお、カンボジア国内のベトナム系住民の人数を含めた実情については、[真貝 1998] を参照。

81) パリ和平協定の調印から UNTAC 期間における、紛争3派、特にクメール・ルージュによるベトナム人に対する殺傷事件、紛争3派と人民党の間のプロパガンダについては、[Hughes 1996] chapter IV を参照。

の両親がカンボジアで生まれた者」であった。しかし、この規定に沿った UNTAC 起草案に対して、最高国民評議会 (SNC) から批判があった。批判の最大の理由は、その条件では多数のベトナム系住民が選挙人資格の対象となるからであった。協議の結果、1992年8月5日に採択された選挙法では、「カンボジアで生まれた18歳以上の者で、かつ少なくとも両親のいずれか一方がカンボジアで生まれていること」に加えて、「その出生地に関係なく、18歳以上で、両親のいずれか一方、または祖父母のいずれか一方がカンボジアで生まれていること」に修正された⁸²⁾。UNTAC が妥協せざるを得なかった背景には、クメール人のベトナム系住民には投票権を与えたくないという強い感情があった⁸³⁾。

ベトナム系住民をどの範囲まで選挙人資格に含めるのかという点を中心に、「カンボジア人」の定義を巡る議論が選挙法の起草で紛糾したにもかかわらず、選挙後に起草された1993年憲法では、権利の享有主体が「クメール市民」に限定され、少数民族の権利規定がなされなかった。ここには、政治集団の政治目的だけではなく、① 1993年憲法全文の冒頭にある「われらカンボジア人民」(We the People of Cambodia) の「われら」の構成員の範囲がカンボジア社会では曖昧であること⁸⁴⁾、② カンボジアはクメール人による単一民族国家という見解がクメール社会に強く根を張っていることが想定される⁸⁵⁾。この点は、

82) UNTAC 統治下の選挙法については、[一柳 1997] 143頁、[四本 1999] 60-61頁を参照。

83) [明石 1995] 56頁。

84) 制憲議会における1993年憲法の審議過程で、3人の議員だけが(2人は人民党、1人は仏教自由民主党)が「カンボジア国民」の範疇や「クメール市民」概念について発言したが、「クメール」はカンボジアに居住する多数の民族の一部にすぎない、「カンボジアはクメール人によって樹立された国家」で多民族国家ではない、「クメール市民」はカンボジアに居住するすべての民族を包含する概念であると主張され、三者三様の意見であった [四本 1999] 95頁。この点には、「クメール」概念の拡大によって「カンボジア国民とクメール市民を同一の集合体として捉えようとする試み」が見て取れ、山岳少数民族を「クメール・ルー」、チャーム族を「クメール・イスラム」と呼ぶことがその証拠である一方で、「クメール・ベトナム」に相当する表現はないようである [天川 2003] 120頁。

85) 人種差別撤廃委員会は、カンボジア政府による第7回報告書(第2回から第7回

カンボジアにおけるゼノフォビアやレイシズムの問題を歴史的に解明するという課題を残す。

(3) 伝統的要素

その人権規定を1989年憲法に依拠したが、全体として1993年憲法は、1947年憲法への回帰であった。その象徴は、立憲君主制を再導入したことである。この点は、対立する政治集団の間の調停と国民和解という課題を国王に期待したという側面が強い⁸⁶⁾。しかし、君主制の復活は、国王という特別の身分に対する特別の保護という点で、人権の平等原則と矛盾・対立する場合がある。1993年憲法では、第2章「国王」の最初の条文である第7条第3項に、「国王の身体は、不可侵とする」と規定されている。これは人権に関する規定ではないが、いわゆる刑法の不敬罪との関係で、表現の自由との抵触が問題となる可能性がある。UNTACによって起草された暫定刑法には、不敬罪に相当する規定はない⁸⁷⁾。その後、新刑法の起草を進めるなかで、フランスの支援を得て最初に作成された草案には、第4編「国家および公共の財産に対する侵害」第3部「国家の安全に対する侵害」第1章「国王に対する侮辱」（第540条から第543条）で、不敬罪が盛り込まれた⁸⁸⁾。しかし、2009年に採択されたカンボジア刑法では、草案にあった不敬罪は削除され、第4編「国家反逆罪」第1部「国の

ゝ回の合同報告書)の審査を経た総括所見で、1993年憲法が多数の人権規定を含んでいるにもかかわらず、権利の主体を「クメール市民」だけに限定しているのは、「人種差別へと導くかもしれないクメール人の国粹的イデオロギーに寄与する」と勧告した [U. N 1998] para. 9。この指摘を借りると、「クメール人の国粹的イデオロギー」が強固だからこそ、1993年憲法における権利主体を「クメール市民」だけに限定したと考えられる。事実、フン・セン首相と人民党は、文化的にハイブリッド性を持つ住民（ベトナム系や中国系住民、海外からの移住者など）は、「純粹の」クメール人ではないと考えていることが指摘されている [Poethig 2006]。

86) この点は、例えば、1993年憲法第2章「国王」にある、第8条第1項「カンボジア国王は、民族の統合と永続性の象徴とする」、第9条「国王は、公権力の誠実な行使を確保するための調停者としての威厳ある任務に責任を負う」という規定に見られる。

87) UNTAC 暫定刑法（日本語訳）については、[中山 2000] を参照。

88) カンボジアの新刑法草案（日本語訳）については、[中山・佐藤 2002, 2003] を参照。

主要機関に対する侵害」第1章「国王に対する犯罪」(第433条から第438条)で、国王に対する殺害、拷問または残虐行為、暴行、身体の切断または障害を生じさせる行為が重罪とされた。その点で、刑法第112条「不敬罪」の恣意的な適用が問題となっているタイとは異なり、カンボジアにおいて不敬罪の問題は一応クリアされたと見なせる。

君主制の復帰と並んで伝統的要素が明確に見られるのが、第43条第3項「仏教は、国教とする」という規定である。ただし、仏教の国教化は、民主カンブチア憲法とカンブチア人民共和国憲法以外のカンボジアの憲法に規定されていた。仏教を国教としつつも、第43条第1項で「クメール市民は、性別を問わず、信仰の自由の権利を有する」としており、他の宗教に対する寛容性を保障している。ただし、憲法上、仏教が他の宗教よりも特別の地位を与えられている点が2つある。第1は、新国王を選任する王国王位継承評議会の構成員の中に、仏教界(サンガ)の二宗派(モハニカイ派とトアンマユット派)の大管長が含まれている規定(第13条)であり、第2は、政府がパーリ語学校と仏教研究所を普及・発展させる規定(第68条第3項)である。一般的に、信教の自由は国家と宗教の関係をめぐる問題であり、その対処の仕方には3種類あるとされるが、カンボジアはイギリス型(国教制度を保持しながら、他の宗教に対して広く寛容性を承認する)に相当すると思われる⁸⁹⁾。仏教に国教の地位を認めたことは、君主制の復活と同じく、国民の和解と統合を目指すための精神的支柱としての役割を仏教に期待したと考えられる。

しかし、人権の側面から見て仏教の国教化で新たに生じてきた課題もある。その代表的な事例は、仏教僧の政治参加の問題である。過去のカンボジア政権はすべて、その政治目的(支持基盤の拡大、政敵への攻撃、戦争の遂行、革命的精神の注入、党への忠誠など)のために仏教を統制・利用してきた⁹⁰⁾。1993

89) 他の2つは、イタリア・ドイツ型(公認宗教制度とも呼ばれ、国教は認めないが、国家と宗教団体が一定の協力関係を保持する)、アメリカ型(国教を認めない政教分離制度)である。[芦部 2011] 156頁, [佐藤 2011] 232頁を参照。

90) この点の詳細については, [Harris 2005] chapter 7・8を参照。

年憲法の施行以降も、政府（特に人民党）は勢力拡大のために、仏教とサンガを利用して⁹¹⁾。問題は、UNTAC 期に作成された選挙法で仏教僧にも投票権が承認されたことにより、サンガ内部に党派争いが起きたことである。1998年の総選挙の結果に不満を抱いた反政府的な青年仏教僧による抗議活動では、治安部隊によって多数の仏教僧に死傷者が出た。この事件を受けて、サンガ大管長によって仏教僧の投票権と政治参加は禁止された。1999年に宗教・祭典省は、放送関係者に対して仏教僧の説教の事前検閲を義務化した。多くの批判がなされたこともあり、2006年3月にサンガ大管長の命令は撤回され、2008年の選挙で仏教僧は投票に参加した⁹²⁾。国民の和解・統合を目指した仏教の国教化と仏教僧の政治参加の権利をどのように調整するのか、仏教僧に選挙権を承認していない上座仏教国（タイとミャンマー）とは異なる意味で、カンボジアにおける大きな課題となり続けるに違いない。

1993年憲法の人権規定に見られる3点目の伝統的要素は、クメール文化に関する規定である。それは、国家による民族文化の保存と発展、クメール語の保護と発展、古代の建造物・遺物の保存と歴史的遺跡の修復（第69条）、文化的・芸術的遺産を侵害する犯罪の厳罰化（第70条）、民族的遺跡および世界遺産の非軍事化・中立地帯化（第71条）という3つの規定である。これらの条文は、1992年12月に開催された第16回世界遺産委員会で、アンコール遺跡がカンボジアで初めて世界遺産に登録されたことが大きく影響を与えていると思われる。もちろん、1993年憲法で市場経済体制の採用（第56条）を謳っていることもあり、アンコール遺跡を主力とした観光産業の発展という経済利益も念頭にあったに違いない⁹³⁾。同時に、内戦による疲弊から復興を目指して再出発した

91) 人民党による寺院を経由した村人の支持拡大については、[Edwards 2008] 225-226, [Gyallay-Pap 2007] 93-94 を参照。ケントは、カンボジアの寺院が政治化している現状を語るカンボジア人女性の声を報告している [Kent 2003] 18-21。

92) 1998年から2006年の期間における仏教僧の投票権に関する推移については、[Heng 2008] を参照。

93) 例えば、1994年から2000年の間、観光産業は平均で13.7%の成長を遂げ、第3次産業の中では最大の伸び率であった [廣畑 2004] 32-33頁。

カンボジア王国が、将来に向けた国家の青写真を描くうえでの理想社会として、アンコール遺跡が建造されたアンコール王朝をシンボル化したいとの願望が込められているように思われる。これは、1993年憲法の前文に、「すばらしいアンコール文明の維持と防衛のための結集を決意」すると記している表現にも窺える。アンコール遺跡の復旧を国家の復興と重ね合わせることで、国民を国家建設に向けて動員しようとの意思が感じられる。

1993年憲法に見られる国王、仏教、アンコール遺跡という3つの伝統的要素は、現在のカンボジア国旗に象徴されている。1993年憲法第6条では、国旗は国家および国璽とともに附属文書で定めると規定し、結果的には内戦以前の1970年代以前に使用されていた国旗に復帰した。国旗のデザインは、上下を青ではさまれた中央の赤い部分に、5段の上に白い3本の塔が並ぶアンコール・ワットが描かれている。青は国王、白は宗教（仏教）、赤は国民の血を表している⁹⁴⁾。国歌についても、1976年以前に歌われていたものを復活したが、歌詞は1番で国王、2番でクメール民族、3番で仏教について記している⁹⁵⁾。同じことが、1993年憲法第4条で「民族、宗教、国王」の3つを「カンボジア王国の国是」とする規定に看取できる。

民族（仏教徒）、宗教（仏教）、国王（正義王）というトライアッド間の相互依存関係が、伝統的な上座仏教国家の基盤である⁹⁶⁾。カンボジアの歴史においては最も栄華を極めたアンコール王朝時代に、その完成度が頂点に達した。フランスの植民地から独立後のシハヌーク時代は、伝統的仏教国家の近代化の試みであった。現在のカンボジア王国は、その現代化の進行中であると位置づけることができる。人権規定を含めた1993権憲法の一部に、仏教国家に基づく国民統合という方向性が浮き彫りになっている。

94) カンボジアの国旗については、[上田・岡田編 2006] 199-201頁を参照。

95) カンボジアの国歌については、[プリストウ編（別宮監訳）2008] 109-111頁を参照

96) 上座仏教国家は、国王が「仏教の擁護者」としてサンガを支え、サンガは「正法（ダンマ）の継承者」であり、正法は国王による人びとに対する「支配の正当性原理」として機能するという基本構造を持つ [石井 1976] 第1部第2章。

以上、1993年憲法の人権規定に見られる特徴を、リベラル的側面、非差別・平等原則、伝統的要素の3つの視点から考察してきた。ここから見えてくるのは、リベラル的側面と非差別・平等原則が規定されている条文は、市民社会と国際社会の影響が強く、反リベラル的と不平等及び伝統的要素が規定されている条文は、国内の政治勢力が強い影響を与えたという傾向である。

おわりに

1993年憲法は、ハーディングが「新アジア立憲主義」⁹⁷⁾と呼ぶ憲法発展の潮流の最中に、しかも国連の暫定統治下という特殊な環境下で起草された。そのため、人権条項については、国際的な人権基準の影響を強く受けて規定された。他方で、1993年憲法の人権規定は、国内的要因からも影響を受けた。カンボジア国内における競合する二大政党の影響は大きく、特に人民党が制定した1989年憲法の人権規定が1993年憲法の下敷きとなった。また当時誕生し始めたばかりの人権NGOの協議体によるアドボカシーも、女性と子どもの権利規定で部分的に反映された。

人権保障の原則に基づいた憲法システムは、多くの場合、過去の不幸な歴史によって、意識的にまたは無意識的に、ある種の価値のヒエラルキーを適用するといわれる⁹⁸⁾。この指摘から考えると、カンボジアの場合、20年以上の内戦とクメール・ルージュによる大量虐殺の歴史が、人権を正当なイデオロギーと見なした国際社会の影響と相まって、1993年憲法に国際人権基準の尊重と承認

97) 新アジア立憲主義とは、自由で公正な選挙に基づき、洗練されたグッド・ガバナンスで運営される国家を目指して、よく機能する代表制度、透明性、説明責任、地方分権、実際的な法の施行および規制、法の支配という国際規範の遵守を憲法に規定する動きを指す。1980年代半ばに始まり、冷戦の崩壊が後押し、民主化とグローバリゼーションの拡大が、1990年代以降にその動きを加速した [Harding 2008] 30-31。

98) van der Vyer は、これを「憲法的権利の適用における相対主義」と呼ぶ [van der Vyer 1998] 60。具体例として、アメリカは修正第1条の自由権（言論、出版、宗教の自由）、ドイツは人間の尊厳の保護、カナダは平等な保護、南アフリカは非差別と人間の尊厳の保障が挙げられている。

が謳われ、過去の憲法にはなかった国際人権条約に規定される人権条項（労働組合結成の権利、ストライキと平和的示威行為の権利など）が複数導入されたと見なせる。

しかし、他方で、法によって国家の秩序または政治的秩序をどのように規制するかは、その国の道徳言説と密接に関連する⁹⁹⁾。1993年憲法に見られるカンボジアの道徳言説は、公の秩序や国家の安全の過度な維持、クメール民族中心主義、民族の文化と遺跡の保存、君主制、仏教の国教、そして国家による道徳的価値の強制などに見られた。こうしたカンボジアの伝統的な道徳的価値は、西欧の文化的伝統を色濃く体現する国際人権基準と衝突・対立する可能性が高い。この点が、パリ和平協定で規定された国際人権基準の尊重が、1993年憲法で十分に活かされなかった理由である。マークスは、1993年憲法の起草者が一般的な言及以外に国際人権基準の導入を積極的に図ったことはなく、1947年憲法の君主制の条項に自由化された1989年憲法を接ぎ木する以上のことはしなかったとのべている¹⁰⁰⁾。もちろん、そこには対立する政治集団を含む国和和解という喫緊の課題を優先的に考慮せざるをえなかった国内事情も影を落としている。この点においては、二大政党は同じ見解であったと思われる。

プンシンベック党はアンコールの栄光をシンボルとしたクメール民族による国王を中心とする仏教国家的秩序を重視し、人民党は血肉化した社会主義的イデオロギーに根ざした秩序を重んじる。その政治的見解は相違するが、どちらも権力の集中という点では同じである。しかし、その相違を乗り越えて、両党は国民和解という国家目標を共有し、国際社会の介入にも消極的な態度を見せた。こうした姿勢を持つ二大政党の連携の前では、芽生えたばかりのカンボジアの市民社会と憲法起草の権限がなかった国際社会の影響は、部分的なものにならざるをえなかった。

99) [Kahn 2005] 206.

100) [Marks 1994] 106. ただし、サイ・ボリーは、1993年憲法が、複数政党制に基づく自由民主主義の採用とともに、国際人権文書を尊重することを明記したことは、理論上根源的な憲法の変更であると指摘する [Say 2008] 214.

その意味で、憲法社会学の視点から見ると、1993年憲法の人権条項は、二大政党、市民社会、国際社会という3つの利害関係者の力関係が反映された妥協の産物であったと位置づけることができる。脆弱な市民社会の活動と限定的な国際社会の関与で、国際人権基準を含みリベラルな人権規定が一定程度盛り込まれた。しかし、国民和解を優先した二大政党の強力な秩序維持と内政不干涉の姿勢により、リベラルな要素が巧妙に骨抜きにされる可能性が高い人権規定となった。逆にいうと、市民社会による下からのアドボカシーと国際社会による外からの影響力は、二大政党による上からの国民和解と秩序維持という固い土壌に、国際人権基準とリベラルな人権規定という種子を播く程度のことはできたといえる。

1993年憲法の人権規定が、形式的にはリベラルな国際人権基準を含みつつも、カンボジアの伝統的な価値観を濃厚に体现した要因としては、憲法制定過程自体が抱えた課題と歴史的・文化的・社会的要因が考えられる。前者には、①憲法制定過程における最大の関心事が政治体制の選択であったこと、②憲法起草過程の秘密主義、③制憲議会議員の資質（ベトナムの法制度に影響を受け、国際人権基準に不慣れであった）などが指摘できる。後者の要因として、①植民地や隣国との紛争および冷戦の代理戦争という経験に由来する強固な領土保全意識、②カンボジアの憲法に規定された人権条項は紙の上の文言にしかすぎなかったという経験上の事実、③カンボジアの伝統的なパトロン－クライアントの社会構造（リベラルな個人よりも共同体の維持を優先）、④法的契約よりも合意（コンセンサス）を重視するカンボジア人の態度的志向、⑤伝統的な絶対的指導者像（神王や正法王思想の世俗化）などが考えられる。

後者の歴史的・文化的・社会的要因については、憲法社会学の視点から、憲法の人権規定を具体化する立法過程における政治・社会事情、制定された法律の運用状況といった憲法の動態的側面を考察する必要がある。さらに、カンボジアの法伝統、立法者や法曹家を含む人びとの法意識・権利意識などの法文化論的検討も不可欠である。これらの点については、後日の課題としたい。

参 考 文 献

- 明石 康 [1995] 『忍耐と希望——カンボジアの五六〇日』朝日新聞社
- 芦部信喜（高橋和之補訂）[2011] 『憲法（第5版）』岩波書店
- 天川直子 [2003] 「カンボジアの人種主義——ベトナム系住民虐殺事件をめぐる一考察——」武内進一編『国家・暴力・政治——アジア・アフリカの紛争をめぐる——』アジア経済研究所
- 石井米雄 [1975] 『上座部仏教の政治社会学』創文社
- 一柳直子 [1997] 「国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）活動の評価とその教訓（一）——カンボジア紛争を巡る国連の対応（一九九一——一九九三）」『立命館法学』252号
- 今川幸雄 [2000] 『カンボジアと日本』連合出版
- 上田広美・岡田知子編 [2006] 『カンボジアを知るための60章』明石書店
- 上野裕久 [1981] 『憲法社会学』勁草書房
- 岡田信弘 [1999] 「第三世代の人権論——その提起するもの」高見勝利編『人権論の新展開』北海道大学出版会
- 国連開発計画 [1996] 『人間開発報告書1996（経済成長と人間開発）』古今書院
- 小林直樹 [2002] 『憲法学の基本問題』有斐閣
- 佐藤幸治 [2011] 『日本国憲法論』成文堂
- 島田 弦 [2010] 「東南アジア編 人権」稲正樹・孝忠延夫・國分典子編『アジアの憲法入門』日本評論社
- 初宿正典・辻村みよ子編 [2006] 『新解説世界憲法集』三省堂
- 真貝義五郎 [1998] 「カンボジアにおける少数民族——とくにベトナム人の実状——」大橋久利編『カンボジア——社会と文化のダイナミックス』古今書院
- ソンダーズ・シェリル [2003] 「アジア、オセアニアと立憲主義」全国憲法研究会編『アジア立憲主義の展望——アジア・オセアニア立憲主義シンポジウム』信山社
- 竹村仁美 [2012] 「カンボジア特別法廷の現状と課題——国際刑事司法の正統性構築の視点から——」『九州国際大学法学論集』第18巻第3号
- 寺島俊穂 [2012] 「市民政治の創造——市民社会を基底にして——」『関西大学法学論集』第61巻第6号
- 中山研一 [2000] 「一九九二年以降のカンボジアの刑事立法資料（一）——暫定刑法その他の主要な特別刑法」『北陸法学』第8巻第3号
- 中山研一・佐藤美樹 [2002] 「カンボジアの新刑法典草案（一）：二〇〇〇年フランス・プロジェクト」『高岡法学』第13巻第1・2号
- [2003] 「カンボジアの新刑法典草案（二）：二〇〇〇年フランス・プロジェクト」『高岡法学』第14巻第1・2号

カンボジア王国憲法の人権規定

- 野口元郎 [2011] 「カンボジア特別法廷の法的構造と実務的課題」 芹田健太郎・戸波江二・棟居快行・薬師寺公夫・坂元茂樹編『講座国際人権法 4 国際人権法の国際的实施』 信山社
- ノロドム・シアヌーク (友田 錫・青山 保訳) [1980] 『シアヌーク回想録——戦争……そして希望』 中央公論社
- 萩野芳夫・畑 博行・畑中和夫編 [2007] 『アジア憲法集 (第2版)』 明石書店
- 初川 満 [2004] 『国際人権法の展開』 信山社
- 廣畑伸雄 [2004] 『カンボジア経済入門 市場経済化と貧困削減』 日本評論社
- ブリストウ・マイケル・ジェミーソン (別宮貞徳監訳) [2008] 『世界の国歌総覧』 悠書館
- 松井芳朗・薬師寺公夫・坂元茂樹・小畑 郁・徳川信治編 [2005] 『国際人権条約・宣言集 (第3版)』 東信堂
- 宮崎繁樹編 [1996] 『解説・国際人権規約』 日本評論社
- 安田信之 [2005] 『開発法学——アジア・ポスト開発国家の法システム』 名古屋大学出版会
- 山田裕史 [2008] 「パリ和平協定後のカンボジアにおける「民主化」の再検討——人民党支配の継続性を中心に」 岸川 毅・中野晃一編『地域立脚型グローバル・スタディーズ叢書第5巻 グローバルな規範/ローカルな政治・民主主義のゆくえ』 上智大学出版会
- 横田洋三訳 [2006] 「資料 東ティモール民主共和国憲法」『中央ロー・ジャーナル』 第3巻第1号
- 四本健二 [1999] 『カンボジア憲法論』 勁草書房
- [2002] 「カンボジアにおける表現の自由の保障と国連の関与——1995年プレス法の分析を中心として——」 アジア法文化研究班『アジア法文化と国民国家——固有法と移入法の相克と共生——』 関西大学法学研究所研究叢書第24冊
- Bernstein, Liz [1993] Cambodian Women for Peace, War Resisters, No. 14.
- Bernstein, Liz [1994] Fermented Fish: Women Stirring Up the Pot, Seeds of Peace, Vol. 10, No. 1.
- Brown, MacAlister and Zasloff, Joseph [1998] Cambodia Confounds The Peacemakers 1979-1998, Cornell University Press.
- Donovan, Dolores A. [1993] The Cambodian Legal System: An Overview, Brown, Frederick Z. (ed.), Rebuilding Cambodia: Human Resources, Human Rights, and Law, Foreign Policy Institute, The Paul H. Nitze School of Advanced International Studies, John Hopkins University, Washington, D. C.
- Edwards, Penny [2008] The Moral Geology of the Present: Structuring Morality, Menace and Merit, Kent, Alexandra and Chandler, David (eds.) People of

- Virtue : Reconfiguring Religion, Power and Moral Order in Cambodia Today, NIAS Press.
- Fernand, Basil [1994] Social Control and Human Rights in Cambodia, Chunakara, M. G (ed.) Indochina Today : A Constitution on Emerging Trends, CCA-WCC, Indochina Programme, Christian Conference of Asia, Hong Kong.
- Gottesman, Evan [2004] Cambodia After the Khmer Rouge, Yale University Press.
- Groppi, Tania [2008] Does Asia Exist ?, Groppi, Tania, Valeria, Piergigli, Rinella, Angelo (eds.), Asian Constitutionalism in Transition a Comparative Perspective, Giurrfe Editore, Milano, Italy.
- Gyallay-Pap, Peter [2007] Reconstructing the Cambodian Polity : Buddhism, Kingship and the Quest for Legitimacy, Harris, Ian (ed.) Buddhism, Power and Political Order, Routledge.
- Harding, Andrew [2008] Asian Law, Public Law, Comparative Law Stir-Fry : Theory and Methods Considered, Groppi, Tania, Valeria, Piergigli, Rinella, Angelo (eds.), Asian Constitutionalism in Transition a Comparative Perspective, Giurrfe Editore, Milano, Italy.
- Hassal, Graham and Saunders, Cheryl [2006] Asia-Pacific Constitution Systems, Cambridge University Press.
- Heng Sreang [2008] The Scope and Limitation of Political Participation by Buddhist Monks, Kent, Allexandre and Chandler, David (eds.) People of Virtue : Reconfiguring Religion, Power and Moral Order in Cambodia Today, NIAS Press.
- Hughes, Caroline [1996] UNTAC in Cambodia : The Impact on Human Rights, Institute of Southeast Asian Studies.
- [1998] Human Rights in Cambodia : International Intervention and the National Response, PhD. dissertation, University of Hull.
- Jennar, Raoul M. [1995a] Chroniques Cambodgiennes 1990-1994, L'Harmattan.
- [1995b] The Cambodian Constitutions (1953-1993), White Lotus.
- Jennar, Raoul, Marc [2003] International Co-operation in the Drafting of 1993 Cambodian Constitution, Center for Asian Legal Exchange Graduate School of Law Nagoya University, International Symposium "Constitutionalism in Cambodia", Phnom Penh 2003.
- Jeong Yeonsik [2011] The Idea of Kingship in Buddhist Cambodia, Kyoto Review of Southeast Asia,
<http://kyotoreviewsea.org/KCMS/?p=242&lang=en>
- Kahn, Paul W. [2005] American Exceptionalism, Popular Sovereignty, and the

カンボジア王国憲法の人権規定

- Rule of Law, Ignatieff, Michael (ed.) *American Exceptionalism and Human Rights*, Princeton University Press.
- Kent, Alexanrda [2003] *Recovery of the Collective Spirit: The Role of the Revival of Buddhism in Cambodia*, Department of Social Anthropology Goteborg University,
http://www.ipd.gu.se/digitalAssets/809/809980_WP8Kent.pdf
- Kuong Teilee [2006] *Development of the Post-Conflict Constitutionalism in Cambodia (1993-2003)*, *Asia Law Review*, Vol. 3, No. 2.
- Marks, Stephan P. [1994] *The New Cambodia Constitution : From Civil War to a Fragile Democracy*, *Columbia Human Rights Law Review*, Vol. 26, No. 1 (Fall 1994).
- [2010] *The Process of Creating a New Constitution in Cambodia*, Miller, Laurel E (ed.) with Aucoin, Louis, *Framing the State in Times of Transition: Case Studies in Constitution Making*, United States Institute of Peace Press, Washington, D. C.
- McGrew, Laura, Frieson, Kate, Chan, Sambath [2004] *Good Governance from the Ground Up: Women's Roles in Post Conflict Cambodia*, Women Waging Peace Policy Commission.
http://www.huntalternatives.org/download/12_good_governance_from_the_ground_up_women_s_roles_in_post_conflict_cambodia.pdf
- Miller, Laurel E. [2010] *Designing Constitution-Making Processes: Lessons from the Past, Question for the Future*, Miller, Laurel E (ed.) with Aucoin, Louis, *Framing the State in Times of Transition: Case Studies in Constitution Making*, United States Institute of Peace Press, Washington, D. C.
- Mysliwicz, Eva L [2006] *Cambodia Women-Pathway to Leadership*, PANORAMA, Vol. 8, No. 2, Konrad-Adenauer-Stiftung, Singapore.
http://www.kas.de/wf/doc/kas_10256-544-2-30.pdf
- Nuon Veasna and Serrano, Melisa [2010] *Building Unions in Cambodia: History, Challenges, Strategies*, Friedrich Ebert Stiftung Office for Regional Cooperation in Asia, Singapore.
<http://library.fes.de/pdf-files/bueros/singapur/07907.pdf>
- Poethig, Kathryn [2006] *Sitting between Two Chairs: Cambodia's Dual Citizenship Debate*, Oliver, Leakthina Chau-Peech and Winner, Tim (eds.) *Expressions of Cambodia: The Politics of Tradition, Identity and Change*, Routledge.
- Ponleu Khmer (ed.) [1994] *Workshop on National Development (2-4 February 1994)*, sponsored by Ponleu Khmer.

- Ratner, Steve R. [1993] The Cambodia Settlement Agreements, The American Journal of International Law, Vol. 87, No. 1.
- Say Bory [2008] Constitutional Change in Cambodia in the Context of International Relations, Nagoya University Center for Asian Legal Exchange (ed.), Proceedings of Asia Forum for Constitutional Law 2007, September 22-23, 2007: Constitutional Changes and Asian Constitutionalism in the 21th century.
- U. N. Doc [1998] Concluding observations of the Committee on the Elimination of Racial Discrimination (Cambodia), CERD/C/304/Add.54 (30 March 1998).
- Van der Vyer, Johan D. [1998] Universality and Relativity of Human Rights: American Relativism, Buffalo Human Rights Law Review, Vol. 4.
- Yonekura Yukiko [1999] The Emergence of Civil Society in Cambodia: Its Role in the Democratization Process, Thesis submitted in partial fulfillment of the requirements for the degree of Doctor of Philosophy at the University of Sussex, Institute of Development Studies, The University of Sussex, England.

謝辞 本稿の執筆に際しては、安田信之教授（政策創造学部）、孝忠延夫教授（政策創造学部）、角田猛之教授（法学部）、市原靖久教授（法学部）、西澤希久男准教授（政策創造学部）からご意見を頂いた。関西大学の5人の先生方に感謝致します。

資料 カンボジアの憲法史

			影響国
1947年	5月6日	カンボジア王国憲法	公布・施行 フランス
1970年	3月18日		停止
1972年	4月30日	クメール共和国憲法	採択 アメリカ
	5月10日		公布
	5月12日		施行
1975年	12月14日	民主カンプチア憲法	採択 中国
1976年	1月5日		公布・施行
1981年	6月27日	カンプチア人民共和国憲法	採択 ベトナム
1989年	4月30日	カンボジア国憲法	採択 ASEAN 諸国
1993年	9月21日	カンボジア王国憲法	採択 パリ和平協定
	9月24日		公布 国連 (UNTAC)